

平成24年第3回西郷村議会定例会

議事日程（5号）

平成24年9月19日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第50号 西郷村復興産業集積区域における村税の特例に関する条例
- 日程第 2 議案第51号 西郷村介護保険財政安定化基金特例交付金基金条例
- 日程第 3 議案第52号 西郷村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第53号 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業（地がけ特例）平成23年度（繰越明許費）東高山地内切土法面復旧工事請負契約について
- 日程第 5 議案第54号 社会資本整備総合交付金事業平成24年度施工新田橋橋台（A2）工事請負契約について
- 日程第 6 議案第55号 社会資本整備総合交付金事業平成24年度施工新白河駅西口駅前広場改修工事請負契約について
- 日程第 7 議案第56号 平成23年度西郷村歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第57号 平成23年度西郷村公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第 9 議案第58号 平成24年度一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第59号 平成24年度西郷村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第60号 平成24年度西郷村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第61号 平成24年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 報告第 6号 平成23年度西郷村財政健全化判断比率の報告について
- 日程第14 報告第 7号 平成23年度西郷村公営企業資金不足比率の報告について
- 追加日程第1 議案第62号 西郷村教育委員会委員の任命について
- 追加日程第2 議案第63号 西郷村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 追加日程第3 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 追加日程第4 発議第 6号 地球温暖化に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について
- 日程第15 請願・陳情に対する委員長報告
産業建設常任委員会
陳情第 2号 上新田水田公道5012号線、5013号線、5016号線、5018号線の全周3km、内未舗装部分約2km（2,000m）の全面舗装について
- 日程第16 議員派遣の件
- 日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第18 総務常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

- 日程第 1 9 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 2 0 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 2 1 放射能対策特別委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 2 2 例月出納検査結果報告
- 日程第 2 3 閉 会

・出席議員（18名）

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 鈴木勝久君 | 2番 真船正晃君 | 3番 南館かつえ君 |
| 4番 藤田節夫君 | 5番 金田裕二君 | 6番 仁平喜代治君 |
| 7番 秋山和男君 | 8番 徳田進君 | 9番 小林重夫君 |
| 10番 白岩征治君 | 11番 矢吹利夫君 | 12番 上田秀人君 |
| 13番 高木信嘉君 | 14番 後藤功君 | 15番 佐藤富男君 |
| 16番 室井清男君 | 17番 大石雪雄君 | 18番 鈴木宏始君 |

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|-------|-------------------|-------|
| 村長 | 佐藤正博君 | 副村長 | 大倉修君 |
| 教育長 | 加藤征男君 | 会計管理者兼 参事兼会計室長 | 真船和憲君 |
| 参事兼 総務課長 | 山崎昇君 | 税務課長 | 金田昭二君 |
| 住民生活課長 | 保坂文夫君 | 環境保全課長 | 藤田雄二君 |
| 福祉課長 | 中山隆男君 | 健康推進課長 | 皆川博三君 |
| 商工観光課長 | 渡辺文雄君 | 農政課長 | 金田勝義君 |
| 建設課長 | 高橋廣志君 | 企画調整課長 | 須藤清一君 |
| 上下水道課長 | 池田有次君 | 参事兼 学校教育課長 | 水野由次君 |
| 生涯学習課長 | 相川博君 | 農業委員会 事務局局長 | 東宮清章君 |
| 代表監査委員 | 鈴木光明君 | | |

・本会議に出席した事務局職員

| | | | |
|-------------------------------|------|------------------------|------|
| 参事兼 議会事務局 兼監査委員 主任書記 | 松田隆志 | 次長兼 議事係長兼 監査委員書記 | 藤田哲夫 |
| 庶務係長 | 池田早苗 | | |

◎開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎追加日程の議決

○議長（鈴木宏始君） ここで議案2件、諮問1件、発議1件が追加提案されました。議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） それでは、議案を配付しますので、暫時休憩いたします。

（午前10時00分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時02分）

○議長（鈴木宏始君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

◎追加議案の上程（議案第62号及び第63号、諮問第1号、発議第6号）

○議長（鈴木宏始君） それでは、追加提案されました議案2件、諮問1件、発議1件につきましては、日程第14の次に追加日程第1、議案第62号、追加日程第2、議案第63号、追加日程第3、諮問第1号、追加日程第4、発議第6号とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

それでは、追加日程第1、議案第62号から追加日程第4、発議第6号まで一括上程いたします。

職員に議案を朗読させます。議会事務局長。

（事務局長、議案及び発議書により朗読）

○議長（鈴木宏始君） 議案の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第62号から諮問第1号に対する提案理由の説明を求めます。村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 本日、追加提案いたしますのは、議案第62号「西郷村教育委員会委員の任命について」、議案第63号「西郷村固定資産評価審査委員会委員の選任について」及び諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」の3件でございます。

はじめに、議案第62号「西郷村教育委員会委員の任命について」、ご説明いたします。西郷村教育委員会委員、菊地幹雄氏が平成24年9月30日をもって任期満了となりますので、後任の委員として佐藤敏巳氏を任命いたしたく、議会の同意を求めらるるものでございます。

佐藤敏巳氏は、昭和50年3月、京都外国語大学を卒業後、千葉県市川市の昭和学院小学校に平成2年3月まで勤務し、平成2年から平成18年3月まで千葉県富里市の日吉台幼稚園園長として勤務されました。その後、白河市の専念寺学園西幼稚園副園長として勤務し、現在に至っておられます。現在、福島県全私立幼稚園協会の理事、小田倉小学校PTA会長として地域に貢献され、活躍されているところでございます。さらに絵画への造詣も深く、二科展に入選されるなど、西郷村総合美術展においても村長賞をはじめ各賞を受賞されております。

これらの実績から、佐藤氏の豊富な教育経験を本村教育行政の進展にご尽力いただけるものと考えておりますので、西郷村教育委員会委員に任命いたしたく、議会の同意を求めらるるものでございます。

次に、議案第63号「西郷村固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。現在3名の西郷村固定資産評価審査委員会委員を選任しておりますが、蛭田国廣氏が平成24年9月30日をもって任期満了となりますので、後任の委員として有賀春雄氏を選任いたしたく、議会の同意を求めらるるものでございます。

有賀春雄氏は、昭和54年4月、福島県社会福祉事業団太陽の国厚生センターに勤務され、平成15年3月、社会福祉事業団矢吹しらうめ荘を退職されるまで、24年間社会福祉行政に携わり、功績を残されてまいりました。退職後は、白河地区交通安全協会小田倉分会、西郷村老人クラブ、西郷村グランドゴルフ協会の要職を務めており、地域への大きな貢献をされているところでございます。

その温厚な性格、豊富な経験から信望も厚く、公平かつ公正な立場で任に当たられるものと考え、固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、議会の同意を得ようとするものでございます。

次に、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」であります。現在本村においては5名の人権擁護委員が委嘱されておりますが、このうち鈴木俱子氏が平成24年6月30日をもって辞任する旨の届けを提出されたため、後任の委員の候補者として菅野美代子氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めらるるものでございます。

菅野美代子氏は、昭和44年4月、白河幼稚園に勤務し、その後、昭和52年、西郷村役場に奉職されました。みずほ保育園、まきば保育園、村立西郷幼稚園勤務を経験し、平成21年3月、役場を退職後は平成24年3月までの3年間、みずほ保育園嘱託園長として勤務されました。これらの在職期間の幼児教育に携わる中で、児童の虐待問題、親権騒動、育児放棄等、子どもの人権問題など数多くの難問に対し、適切に対処し解決されてまいりました。

長年の幼児教育者として経験及び人権擁護に対し深い理解と熱意を有しており、人権擁護委員候補者として適任であると考え、推薦いたしたく諮問するものでございま

す。

以上、本日追加提案いたしました議案、諮問につきましてご説明をいたしました。

ご審議の上、ご同意、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 続いて、発議第6号に対する趣旨説明を求めます。7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） 7番。地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について、提案理由をご説明いたします。

全国森林環境税創設促進議員連盟会長、新潟県村上市議会議長より依頼のありましたこの件につきましては、9月5日、本会議終了後、付託を受けました総務常任委員会を開催し、委員全員出席のもと、審議したところでございます。

慎重審議の結果、依頼にあるとおり、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である一方、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足していることから、裏面に記載してある意見書を提出することについて「採択すべきもの」と決し、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築することに賛同し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。慎重審議をよろしく申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 提案理由の説明が終わりました。

それでは、本日の日程に入ります。

◎議案第50号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 日程第1、議案第50号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第50号「西郷村復興産業集積区域における村税の特例に関する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第2、議案第51号に対する質疑を許します。

4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 4番、藤田です。議案第51号に対して質疑したいと思います。議案第51号は、西郷村介護保険財政安定化基金特例交付金基金条例ということで出ています。これは説明の中で、県のほうから362万8,000円交付されるということですが、具体的にこのお金はどういった内容に使われるのか、まず説明をお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） 4番藤田議員の質疑にお答えいたします。

今の福島県の財政安定化基金の拠出金による今回の基金条例について、どのようなものに使われるかというご質疑にお答えしたいと思います。この基金は、第5期の介護保険事業計画、平成24年、平成25年、平成26年、この3か年なんですけど、これが第5期の介護保険事業計画の期間となっております。この期間における第1号被保険者の保険料の低減のために充当するというところで基金を設けてございます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 第1号被保険者の保険料の軽減のために使われるということですが、今西郷村では非常に高い、この辺では一番高い保険料になっております。その保険料の軽減に使われるということですが、具体的にこの第5期介護保険事業計画についてどのように使われるのか、具体的にお示しください。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） お答えいたします。

どのようにということなんですが、具体的にその部分をどれこれのサービスというように形で特定してはございません。既に保険料に盛り込み済みでして、基準額の5,500円はその基金を取り崩して充当することを前提に、既に5,500円という部分で基準額を設定してあります。ですから、既にその部分は保険料に反映しているということになります。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 既にこれもその5,500円の中に充当していると、保険料に。私が理解しているところでは、この3か年にもう保険料が5,500円、平均ですけども決まりましたけれども、この基金をそれ以上、平均5,500円では間に合わない。それ以上保険料が使われたというときに、その保険料にはね返らないようにその交付金を使うというようなことで認識しているんですけども、そうではないんでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） そういうふうな形ではなくて、第5期の抑制のために使われておりますので、そこに対するものはちょっと金額あれなんですけど、一応その保険料額としては約30円ぐらいだったと思うんですけども、その辺のところの低減にそれは寄与しているということでございます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） そうであるならば、この3年間に使われない場合は県のほうに返還するというような文言が書かれているんですけども、もう保険料に加味、加算しているのであれば、そういったことは実際には起こらないということですよ。どうなんでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） 基本的には、毎年度同額を取り崩して介護保険特別会計のほうに繰り入れをしていきますので、基本的にはその残額というのは生じないというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） そういうことで理解はしました。ですが、一般質問の中でも同僚議員が質問していますけれども、非常に保険料が高いと。これ今、西郷村はほかの町村より保険料の所得段階ですか、10段階にしたということで、細分割されたことはそれはいいことだと思いますけれども、何せ基準の平均が5,500円で年間6万6,000円。65歳以上の夫婦だとその倍ですよ、13万円。これを払うわけですよ。これは最高10段階の方は、所得が300万円以上の方が払う保険料は年間13万2,000円ということで、これは村に申してもしょうがないんでしょうけれども、システムとして国の負担をやっぱり相当してもらわないと、このままでいったらもう払い切れませんよ、私たちは。そうでなくてももうこの介護保険だけじゃなくて、国民健康保険なり後期高齢者医療なりそういった部分が相当上がる一方で、ましてやこの介護保険料を納めたけれども、結局これを利用するには1割負担をなくちゃいけないと。そういった1割負担が払えないという方も実際にもう出てきています。そういったことも含めて、これは国の負担をやっぱり要求していくべきだなと私は思いますけれども、その辺のことをお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） 国庫負担のお話ですけども、今現在は国庫負担は国費としては25%ですか、全国の支給水準で25%ということになっています。それで、純粹には国庫補助の部分は20%で、5%は調整交付金というような形で来ていますので、その後期高齢者等々の要因とかによって調整交付金は変わりますから、村の場合ですと調整交付金が5.7%ぐらいになっていますので、国費としては二十五.何%という形になっております。ですから、その調整交付金の部分のことをおっしゃられているのかなと思うんですが、その辺については今はルール分ということなので、それはそれで仕方ないことだというふうに思います。あと、保険料のことなんですけど、保険料は確かに5,500円の基準額で高いというようなお話がございます。今回の改正は、主に基準額よりも下のものを、なおかつ分割して第3段階を従前0.75倍のものを2つに分けて0.65と0.75へ改正し、第4段階は基準額を1.00倍のところを0.8と1.00に改正したものですから、低所得者というか、低い所得のほうの方に重きを置いた改正というふうな形になっていると思います。あと、高いほう

の13万2,000円、前年の所得が300万円以上の方の部分なんですけれども、これは収入にいたしますと425万円、450万円ぐらいの収入になると思いますので、この辺についてはそんなに負担になっていないのではないかとというふうに考えております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 今回の基準額については、苦心されたことは私も理解しております。まだまだ高所得者は金をもらっているからいいんじゃないかと言いますけれども、実質賃金を実際的にはもう目減りをしているというような状況もあるので、その辺も考慮していただければと思います。さらに私がさっき言いたかったのは、国保料でも以前はもう50%が国の負担で入っていたわけですよ。今は25%ですけれども。そういった意味では、国に対しての支出をもっと要求するべきだということをお願いしたいということです。それを最後にお聞きします。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） 国庫金のお話ですけれども、そのような機会があれば、そういう機会をとらえながら要望していきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第51号「西郷村介護保険財政安定化基金特例交付金基金条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第3、議案第52号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第52号「西郷村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

- 議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。
よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。
◎議案第53号に対する質疑、討論、採決
- 議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第4、議案第53号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第53号「災害関連地域防災がけ崩れ対策事業（地がけ特例）平成23年度（繰越明許費）東高山地内切土法面復旧工事請負契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。
よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。
◎議案第54号に対する質疑、討論、採決
- 議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第5、議案第54号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第54号「社会資本整備総合交付金事業平成24年度施工新田橋橋台（A2）工事請負契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。
よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。
◎議案第55号に対する質疑、討論、採決
- 議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第6、議案第55号に対する質疑を許します。
11番矢吹利夫君。
- 11番（矢吹利夫君） 11番。議案第55号について質疑いたします。
平成24年度施工新白河駅西口駅前広場改修工事請負契約について質疑します。まず1点目ですけれども、資料をごらんになると2枚あるんですけれども、2枚が違うということはどういうことなのか、まず課長より説明願います。
- 議長（鈴木宏始君） 建設課長。
- 建設課長（高橋廣志君） 矢吹議員のご質疑にお答えいたします。

参考資料の中で図面が2枚あるということですが、1枚はこの基本計画図の一部であります。さらに赤い部分については、今回発注する部分のピンクで染めてある部分が今回契約に付したところの工事概要であります。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 11番。課長の今の説明で、ちょっと見ればわかるんですけども、一般駐車場の件なんですけれども、ちょっと大分変わっているんですけども、駐車場の入り口、出口ですね。あと一般車両の駐車台数が若干違うと思うんですけども、これはどういうことなんですか。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（高橋廣志君） ご説明いたします。

基本計画図では一般駐車場20台になっていまして、実際、工事発注に当たりましていろいろ研究しまして、一般駐車場が16台になっております。それと入り口が変更になっております。これにつきましては、駐車場への入り口をわかりやすくするためと、駐車場の入り口とあと帰る車の混雑を解消するため4台減らしたんですけれども、使い勝手の件でこのようにさせていただきました。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 11番。再度質疑いたします。この駅前広場の改修に対しては、私たちは大いに賛成でございます。ましてや村長の招集で視察研修もしてきました。なおかつ私も産業建設常任副委員長の立場から申しますと、以前は事前に説明があったわけなんですけれども、その後2年近く、いろいろと今回のこの設計までの経緯の間の打ち合わせは全然していないものですから、そこら辺はどういう考えでここに上げたのか質疑いたします。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（高橋廣志君） ご説明いたします。

この事業に関しましては地元説明会2回、議員全員の方で視察研修1回、それから産業建設常任委員会にも諮っております。また、前建設常任委員長とも建物については協議しているところであります。100%という形にはなっていませんけれども、これらの説明会を通じてできるだけことはしたと考えております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 11番。課長もこの産業建設常任委員会資料を持っていますね。これが平成21年の12月4日なんですよ。この中で、つくるのは大変ありがたいんですけども、駐車場とかいろいろ議論したわけなんですよ。なおさら駅前も狭くて、特に今回の場合は、私は疑問に思うのは一般車両が減っているわけなんですよ。私らは、話の中では広場はあまり維持管理が大変だから縮小したらどうかと、そういう話もしましたね、議論して。なお20台から16台に減ったということは、私らを見

して、多いなら私らも問題ないんですけれども、車両の駐車スペースがなく、広場をこういうふうに大きく持ってきたのは、私たちに対して何の意見も酌んでもらえなかったのかなと、そういう観点から再度質疑します。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（高橋廣志君） お答えいたします。

確かに20台から16台に減っているんですけれども、平成23年度利用実績から計算しますと年間4万2,826台ありまして、一日当たり117台、これを昼間の時間に換算しますと12時間で割った場合、時間当たり9.7台という試算が出まして、今後の利用状況、増加、時間的混雑を考えると、混雑するより右折レーンを設けたほうがいいのかということ、このように配置させていただきました。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 11番。しつこいようですけれども、一日の平均じゃないんですよ。朝夕の本当に一時的なラッシュ時間帯というのがありますね。平均しては確かに9.7台、そういう形でとらえられちゃうと困るんですけれども。ラッシュが朝夕方、その時間帯はあそこの駅前、課長も把握していると思いますけれども、そういうのを踏まえてもやはり一般利用者はバスばかりではないんですよ。特にやはり朝夕は通勤、なおさら東京まで今は通勤圏内ですので。学生さんとか親御さんも朝送って行ったりとか、そういう意味を踏まえて私は言っているわけなんです。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（高橋廣志君） 矢吹議員の質疑にお答えいたします。

確かに20台から16台へ減っていますけれども、ラッシュだからこそかえってスムーズに通行させたいという意味もありまして、右折レーンを設けさせていただきました。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 14番。議案第55号について質疑します。

ただいま矢吹議員から質疑がございましたが、矢吹議員は産業建設常任委員会の副委員長でございます、私が委員長であります。そういう関係上、副委員長様がこの問題について質疑したと。じゃ委員長は全然何ともないのかと、そういう誤解を受けてもいけませんので、私からも質疑したいと思います。ただいま矢吹議員が指摘したことは、従来いろいろこの議案について説明を受けてまいりましたが、私ども議会としてはいろんな提言なり、設計上こういうところが問題があるんじゃないかと、さまざま指摘をしてきたわけでありまして。それで、今回のこの議案について、従来から私もいろいろ申し上げてきましたが、この新白河駅西口の整備事業であります。それで、単に現在の駅前広場の使い勝手が悪いんだと。キャパシティ、いわゆる広場の面積が足りないから、今の交通事情なり駅利用者のための大変不便を来していると。そういう観点から解消するんだと、これは主として当然であります。私が従来から申し上げ

ていることは、それはそれとして、まずこの西郷村あるいは県南地方の駅前姿でありますね。どういうふうな駅前としての、いわばこれ東口も西郷村なんですが、実際の我々西郷村民が使う駅としては、これ高原口ね、西口なんですよ。それで、東口は東口としての駅の顔というものは大分整ってきた。それだけのそういう広さも持っている。しかし、西口は駅の裏口というイメージで今日に至っておりますね。それで、今回整備するということは大いに賛成でございます。しかしながら、私はこの駅そのものの、今度は西郷村の顔としてどのような整備をするんだと。それにやはりふさわしい、もちろん使い勝手のよさ、それからその設計上、いろんな駅としての利便性やら、そしてこの県南地方の、また、会津に通じる、もう会津地方の南会津の方々はこの新白河駅を大分利用しているんですよ。そういうことを考えると、まだまだこんなものでは足りない。これはいろんなスペースとかいろんな土地買収の条件とか、いろんな困難はあります。しかしながら、そういった将来性やいろんなことを考えると、まだまだこれでは不十分だということをお願い申し上げます。

それで、担当者のそういったことに対してどれだけ我々の提案、要求に応じてきたんだと。と申しますのは、駅前の今の広場がありますね。駅側から行って右側ですか、豊作というかそこにいろいろ雑居ビルがあって、それからレンタカーの会社がございまして。私たちはあそこと隣接する村の公園、それを交換してもらって今のビルなりレンタカー会社を現在の公園のほうに交換してもらったらどうだと。これはいろいろ提案してきましたが、その中でもそういうことは働きかけをした。では果たしてどれだけ真剣に粘り強くやってきたのかだと。いろいろやってきたことは認めますが、私はそれは等価交換とか、やはりこちらがお願いする場合は1対1のそういうことではだめなんです。お願いする以上、やはり相手方に得をさせなきゃだめだ。そういう条件を持って交渉したのかどうか。これが本来ならきちんと駅前のスペースとして交換してもらって、一体となつてつながればすごいインパクトがあるんですよ。まず、その辺どういうふうな、この交渉の経緯、そういうことをお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（高橋廣志君） 後藤議員のご質疑にお答えいたします。

レンタカーの土地を買収できなかったかということですが、うちのほうも最初はもう広げたいということで交渉に当たりました。私も、大信に工場があるんですけども、工場長と四、五回会いまして、どうしてもだめだということで、最終的には工場長と社長においでいただいて私も話ししたんですけども、そこが今後の拠点となるから、役場の言うことはわかるけれども協力できないということで、最終的には等価交換ということで、駅前広場から道南西公園のあの件だけについてやっと協力を得たという次第であります。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） そうすると、多少なりとも協力は得たということですか。その辺ちょっとあまりわかりませんが。いろいろ難しい、これは相手があることだから

それはわかります。しかし、西郷村の全体、その駅前をどうするかというグランドデザイン、大局的な、そしてまた会津地方の顔、実際に利用するそういった人たちの十分なスペースが必要なんです。将来の都市開発なり都市のデザインとしても、これは非常に私はもっともっとあらゆる手だてを尽くしたり、それからいろんな調査研究なり都市の設計者、こういった人たちもいろんな優秀な人もいますよ。私はもっとね、今の案もそれはそれなりの、もちろん全然だめだとは申しませんが、欲を言えばもう少しインパクトのあるそういうことができなかつたのかどうかと。それで今、前段に矢吹議員が申し上げましたが、駐車場が少ないんだと。これなども不足しているよね。その関係でJRAの今の競馬場の場外売り場の前に駐車場がありますね。それが聞くところによると、無料化するんだということを私は聞いていますが、その事実。そしていつ無料化して、村のそういうことがもし無料化になったら、どういうふうに関連づけてこの駅前広場の駐車場の役割としてどう考えるとか、その辺の考えをお聞かせください。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（高橋廣志君） お答えいたします。

ウインズ新白河の駐車場が12月に無料になると私も聞いております。それで、また近いものですから、あそこには送迎用駐車場ということで看板で注意喚起していきたいと思えますし、利用時間も土日開催で30分を超えると1,500円なんですけれども、12月にその料金設定も変えていって使いやすいように検討していきたいと考えております。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） それはわかりました。じゃ、もう1点。先ほど広場が多いんじゃないかというようなおただしがありました。むしろ私は緑というものを非常に重要視してございまして、何でもただコンクリート、それから敷石を敷き詰めたそういう緑が本当に少ないような建物あるいはそういう広場というものは、私はこれからますます人々が癒やし、あるいは憩いの場としてそういう使い方を考えた場合、現在のこの設計図を見ると非常に少ないのが第1印象であります。今、比較になります。JR郡山駅の西口の広場なんか非常に本当にすばらしい、私はあそこを訪ねるといつも思います。本当に十分駅前広場のスペースをとって、それからふんだんに緑を配してケヤキの大木、シンボルとなるケヤキなんかも植えたり、さまざまなそういう植栽をして、当時の藤森市長は独特のそういう郡山市の水と緑の都市像というものを描いて、実際にそういう行政を推進していますね。それから葉山地区にある21世紀の森公園とか、私も実際に行ってまいりました。非常にあそこも広大な土地を公園にしたと。それで郡山市には本当に緑豊かな、そういう都市面積としては1人当たり相当割合が高いんじゃないかと。私はあるべき姿はね、西郷村は郊外に出れば山とか緑は自然のあれば豊富ですよ。しかしながら、都市あるいは市街地においては、やはり他の日本のまちやそういったものと何ら遜色はない風景になっていた。西郷村だけはやっぱり一つの緑とか自然とか、村長、西郷村のそういうまちづくりに対してそういう考え方

というのは、どのようにこういうことに対して考えているのか、ひとつお聞かせください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 後藤議員の質疑にお答えします。

あの駅前広場の整備については、時間をかけてきましたですね。新幹線で佐久平を見に行ったら、あるいは松本に行った。では駅前に何を、エスカレーターが欲しい。その前にエレベーターができましたけれどもね。順番としてやっぱり都市は変化する、進化するという中にいるというふうに思います。今郡山市のお話が出ましたが、郡山市もかつてのイメージを脱却するために、いろんな都市の造形美をつくり出しておりました、本当に駅前あるいは葉山公園、言っているとおりです。何が大切かということで、自然は自然でも美しいですが、やっぱり人が手を加える造形美との問題になる。この都市計画はそこに機能が入ってきますので、駅前についてはおただしのように大塚鉄工さん、おかげさまで4メートルの連絡道路ができました。そして、公園との連結があれでできたわけでありまして。公園も芝生を張って、そして今回の補助事業が認められましたので、遊園施設といいますか遊具も入りましたね。そして、この土地のご協力をいただいた方々、いろんな思いがあると思います。議員と同じです。

そして大きく言うと、やっぱり会津はどうも、この前甲子トンネル4周年記念で下郷町へ行ってきましたが、新幹線新白河駅を共有したことが最大の喜びだと言っている。まさしく大きな範囲を抱えたという気がしましたので。やっぱりご指摘のように、環境一番、国立公園を持っている、あるいは水と緑といったこの西郷村の風土上の優先されるもの、そして環境、そこに都市機能が入るということでありまして、東口は既に大体あの周りができてきましたが、西口は今回4,000平米から7,000平米に広がってまいります。さらにこれまでいろいろ委員会の中でも待合所の問題、あるいはトイレ機能、あるいはソーラーシステム、あるいは雨よけですね、そういった機能も入りました。この前仙台の長町を見てきましたが、やっぱり最新の設備、新しいものはやっぱりいいみたいですね。それをどのように緑とリンケージを持っていくかということになりますので、都市は進化するという中の駅というのは機能として今回、1つはやっぱりJRの貨物のほうでも土地を持っているところが実はあるわけでありまして。あれも前回お話ししましたとおり、やっぱり土地利用についての協力体制をとってくれるという話を聞いておりますので、今回はそう簡単ではありませんが、西郷側といいますか、高原口の今後の展開にもいい方向に行くのではないかと期待を持っております。JRと組んでそして機能一番、まず一番は本数を増やしてもらうことですが、やっぱりそういったことと待ち合い機能とアクセス機能、それから地域住民との調整、これを考えながら今の緑豊かなというイメージを出していきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 村長は期待するほどでもないような、そんなに飛び抜けてすばらしいアイデアで、そういう都市がどうあるべきかという考え方がその程度なのかと。

村長もいろいろ、私も長野県やらひいては白神山地のあの自然を見たりして、行ったときは村長も、いやすばらしい、これはこうやらなきゃならないなというのはもう本当にいつも聞かされるんですよ。ところが、いざ実行となると何だか尻切れとんぼになっちゃって、いつもがっかりさせられちゃうんだわね。その辺がどうも、何とかなかな、村長の体質なんだかわからないけれども。要するにこれは考え方、緑とか都市広場、そのまちづくりの村長自身のコンセプトがどうあるべきかという、そういう斬新な、しかも先進的ないろんなそういうことがあればそれは具現化されるんですよ。あと実行力があればね。それがあまりそういうことに対して気づかないというか、そうなるやっぱりそれなりのものしかできないということなんです。ですから、私は自分なりのそういう気づいた点はここでいろいろ申し上げているんですが。

それで、この図面を見ると非常に緑が少ないんだと。これはどこにでもあるような、大したインパクトのない顔だなともう即座にわかりますけれども、実際つくってみたいとわからないけれどもね。結局駅前という、今民間事業者はいろんな駐車場がみんな張りついちゃって、例えばビルとかそういうのができないんですよ。普通だったら、東口にはマンションやら何やらもう大分林立しています。建ってきたでしょう。ところが、西口は交通の利便性からいったらもう本当に申し分ないんですから、本来なら不動産屋さんが駅から徒歩1分、2分の至近距離にマンションをばらばら建てちゃうわけです。ところが建たないと。それが今JRAの競馬場ですよ。それなりに商売になるからですよ。もともとこれ佐藤村長の責任ではないです。もともとああいう、今考えれば私も賛成したそういう責任の一端はありますが、しかしながら、駅前の一等地にJRAの場外馬券場を持ってきたのが、じゃどうだったのかということにさかのぼっちゃうんですね。

いろいろ競輪場の場外車券場あるいはボートの場外車券場、みんな山の中。例えば玉川村のあの福島空港の途中にもできました。あるいは会津のサテライト会津、私もいろんな視察をしているんですよ。茨城県の競輪の、私も競輪たまにやるものだから、こんな山の中につくったのかと。本当に人がわからないようなところにつくっているんだよね。ということは、車社会だから好きな人はいくらでも車でどこまでも買いに行くんですよ。何もあの新白河駅の一等地に場外車券場をつくる必要はないわけだわな。非常にもったいないことをしたなど、今でもそう思います。ということは、場外馬券場を駅前につくったから余計開けなくなっちゃったわけだね、駐車場商売で食えるから、土地の持ち主は。それは投下資本も少なく済む。だから、結局は単なる駅前の殺風景な駐車場だらけになっちゃったでしょう。これは我々も案外気がつかないかなかったですね。非常にその都市の発展については、そういう阻害要因をつくっちゃったなど。今ここで論じても仕方がないんですが。

しかし、いずれにせよ、都市の駅の利便性なりそういった行政のインフラ、道路の事情、いろんなそういうものを整えていくと、民間の事業者の資本は当然そういうところに張りついてくるわけですね。そうすると発展していく。ですから、まず行政はどこにもかなわないような駅前の機能なり、すばらしいなど、あそこに県外の人がお

り立ったら、うわあこんなにすばらしい、まず第一印象はそこですからね。我々がホテル、旅館に泊まったって、一回部屋に案内された、あるいは玄関をくぐってロビーをくぐった瞬間、それで感動するわけですよ。それが汚い、もう期待に反したものとなると、もう失敗したと、まず第一印象がなりますね。それと同じなんです。ですから、そのぐらい駅というそのものの顔、姿というのは大切なんです。役場の機能だってそうでしょう。いろんな話のついでに言いますが、まず住民の皆さんがこの役場の庁舎に来て、使いやすいすばらしい役場だと。それはもちろん人の対応なりサービスというのも大事ですよ。それからハードの面。いろんなサービスというのはすべて通じるものがあるんですよ。私はそう思います。

それで、また戻りますが、私はこの整備する話の段において、エレベーターをぜひ設置してはどうだというお話を提言していました。村長はなかなか、そういうことも話したけれども、とにかくいろいろ難しいんだと。しかし以前、この西郷村議会においてJR車両基地の特別委員会を設けまして、ここにいる佐藤議員が委員長となって非常に活発な運動を展開しました。私もそれで東京やいろんなところへ何回も足を運んでJRの本社、いろんなわかります。その役員に会ってそういう事情を申し上げた。その当時、JRの検修場ができるわけだから、当然そこで新白河駅ということローカルのそういうものじゃなくて、JR自身がよりランクの高い駅にするのは当然だろうと、そういうことを申し上げました。いろいろ検討すると、そういう答えを出したんですが。それでまた、私はエレベーター1基、利用していますが確かに便利です。しかし、エレベーターというのは、一度に通勤客がどっと来た場合はさばけないんですよ。ですから、やはり東口と同じくエレベーターをばっと、（不規則発言あり）エスカレーター、ごめんなさい。

○議長（鈴木宏始君） 後藤議員、そろそろ休憩の時間なので。

○14番（後藤 功君） これで終わるから。それで、そのエスカレーターの設置、これをぜひともあきらめないで運動していただきたいということなんです。そして、先ほど村長がおっしゃったJRの貨物、あそこに線があるんですよ、スペースが。それをやはり粘り強く、それはJRは乗降客をもとにいろいろ言うでしようが、しかしながら、それを粘り強く私は設置すべきだと思います。その点についてどうですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） エスカレーターの話とか土地の話、前にもお聞きしました。この都市がだんだん推移して今言われたような発展の過程をとる。その中においては必ずやこのエスカレーターも、今のやつも実現していきたいというふうに思っておりますので、ぜひ応援をしていただきたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午前11時25分まで休憩いたします。

（午前11時04分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午前 11時24分)

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き、議案第55号に対する質疑を続行いたします。
3番南館かつえ君。

○3番（南館かつえ君） 3番。議案第55号について質疑をいたします。

先ほど同僚議員からたくさんの質疑をされておりますが、この新白河駅前西口広場の平面図を見ても待合室等があります。それで、もう一つのほうの計画平面図ではその部分がないようになっているんですが、この待合室にぜひトイレを設置していただけるのかどうかと、あとは身障者用の駐車場なんですけど、1台のスペースしかないんでこの辺を2台とかにできるかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（高橋廣志君） 3番南館議員のご質疑にお答えいたします。

まず、図面上でトイレがないということでお伺いいただきましたけれども、トイレにつきましては、平成21年にアンケートを実施したところ、トイレ、休憩所、待合所をぜひつくってほしいというアンケート調査をもとに、平成25年に広場につくる予定をしておりますので、ご理解賜りたいと思います。また、身障者の駐車場については、丁張りをかけてスペースがあるかどうか、なるべく確保できる形でやりたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君。

○3番（南館かつえ君） 今ご答弁いただきましたけれども、その待合室とトイレ等について、もし設計図等をできましたら議員のほうにもきちんと提出をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（高橋廣志君） おただしの件ですけれども、図面につきましては、来年度事業で県の審査を受けた段階で、それが通った段階でお示ししたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 9番。議案第55号について質疑させていただきます。

いろいろ同僚議員から質疑ありましたけれども、私からは1問だけ。この平面図の設計図を見まして、一般の駐車場のほうが狭いんだよね。そしてロータリーになっていますよ。これ道路だけで回らずにそういうような効果的なあれができるんじゃないかと思うんですよね。それから、この駐車場の入り口と出口が別々。これは価値的でないと思うんですよ。ここの場所じゃなくても同じところに入り口と出口をやれば、もっと価値的に広くできると思うんです。ここの配分からいくとタクシーとか大型のほうばかり重きを置いて、一般のやつは何となく狭いような感じでこれ本当にすっきりしないようなことですよ。だから、いかにこの面積を価値的に広く使うかというこ

とをやっぱり検討してもらいたいと思います。新白河駅の有料駐車場ね、私などもやっぱりツアーで行くときは利用しますけれども、いっぱい止まっていますけれども、4泊で800円ですよ。そこの駐車場は入り口と出口がちゃんとなっていて、それだけの駐車台数が広がっているんだよね。だから、そのようにやっぱり価値的に設計して、そんなふうにやってもらいたいと思います。どうですか。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（高橋廣志君） 小林議員のご質疑にお答えいたします。

この図面ですか。（不規則発言あり）駅舎から向かってすぐ右に入り口を設けて、ほかから来てわかりやすいということでこちらに入り口。それで、出口は上ということで設けさせていただいたんですけれども。（不規則発言あり）入り口と出口を1か所にするのと交差してかえって……（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 私が言っているのは、この駐車場の配分というのをもっと価値的に、この道路をぐるりとロータリーを回るのは、やっぱりそういうふうな利用部分が価値的じゃないから、この駐車場の入り口と出口を何も別々にしなくたって、同じところにすればそれで価値的に広くできると。駐車台数をもっと増やしてね。だから、新白河駅前にそういうふうにならなくても4日間止めておいても800円というところがあるんですよ。そこがそういうふうになっているわけ、ちゃんと自動でもって。そのようにやったらどうなんですか。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（高橋廣志君） お答えいたします。

いろいろレイアウトについては考えましたけれども、現時点で出口と入り口1か所というのは、スペースも考えられるんですけれども、機能面としてははっきり分離したほうがいいのかということでこのように設計させていただきました。料金については12月に改正する予定でありますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 9番。建設課長のそれね、価値的に入り口と出口を別々にすればわかりますけれども、もうちょっとこの土地を広く価値的に利用するのは、そのようにしたほうがどうなんですかと私は言っているんですよ。それは入り口と出口を別にしたほうがそれは確かにそうですよ。だけれども、出るときはやっぱりどこにあっても出口のところまで来て出るわけだから、このスペース分だけ価値的に別々につくれば縮小できるので、その分広くできるんですよ。あとこの真ん中のロータリーでなくて、もっとぐるっと回ってこういうのを考えられるんじゃないですか。お尋ねします。どうなんですか。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（高橋廣志君） お答えいたします。

いろいろパターンについては考えたんですけれども、現在これがベストということ

で提案させていただきましたので、ご理解賜りたいと思います。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 議案第55号について質疑いたします。

村長は、先々週ヨーロッパ旅行に行かれました。その際、ドイツも寄られてきたと聞いております。ドイツは非常に人に優しいというか、自然に親しむ環境が各都市で見られると思います。そこで村長にお伺いしたいんですけども、ドイツでは駅前周辺というか、市街地はどんな様子だったか教えていただければ。よろしく願いいたします。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 一般質問だね。これ質疑だから。

○1番（鈴木勝久君） じゃ、話を変えます。ドイツは一般車両は郊外に駐車場を設けて、市内に入ってこれない状態になっています。人に大変優しく、そういうつくりになっています。自然との調和という人間の本来の目的、本来あるべき姿をドイツの国では大分研究しておられます。それで、我が西郷村も「さわやか高原都市にしごう」と銘打っておりますので、私の考えですと、この駅前には駐車場が一番先にあるというのはもう古い考えだと思います。利用者が簡単に利用できる。本当は利用者としてはちょっとでも歩いても結構だと思うんです。そこに一般車両、バス、タクシーといつものうのうとして一等地を独占している形態でありますから、ここに緑化施設というか憩いの場所を一番真ん前に設けたら、西郷村の方向的にアピールしている「さわやか高原都市」という名前に値する駅前広場になるんじゃないかと思っております。特に今、平成24年度に計画している一般駐車場は、大型バス、タクシーを全面的に後方に持って行って、ここに緑化施設を設けて憩いの場にできるようなほうが私はいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 鈴木議員の質疑にお答えします。

まちなかが緑になるというのはいいことですね。この都市計画上のお話ということだったんですが、お話しのとおり、外国にはそういう向きがあります。パリなんかはまちなかに駅がありませんね。パリの駅はまちの中に入らなくてまちの外側に5つ、その中に入ってこれないようにしています。あとはドイツはLRTが入って自動車との競合をしないようにということをして、一番は緑化だと本当に思っております。それは環境との共生ということと、混雑度というふうなことからそういう考えでいるんですが、今の日本の都市計画上はやっぱりまだ車社会です。それから、駅との共生はやっぱり駐車場の関係があって、新しい都市計画では駅に入ってくる駐車場はつくらないでモノレールをつくっていますね。あれは駐車場が要らないという観点からやっています。ただ、それは最初からやっぱりそういう都市計画で入ってやるというふうになりますので、我が西郷村は、最初に新幹線をつくる時に区画整理をまずやって骨格をつくったわけです。それを我々はどう継承してどう発展させていくかという途中にいるわけですね。そこでまた車社会と、それから大型バスが入れないで今回入るようになりますね。そういった機能との共存になりますので、今回いろいろそういっ

た観点からやりましたが、緑という西郷村の国立公園を持っているこういった環境をどうあらわしていくか。おり立った瞬間に、この那須のスカイラインが見えるといったことと、西に向いての丘陵地帯を望む仰角に入りますので、そういった意味でこの環境がいいというのを出していきたく。今のお話しの点については、理想的にはそうだと思いますが、だんだん時代も平然としていく可能性はあると思います。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） 以上で終わります。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第 5 5 号「社会資本整備総合交付金事業平成 2 4 年度施工新白河駅西口駅前広場改修工事請負契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第 5 5 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 5 6 号に対する質疑

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第 7、議案第 5 6 号に対する質疑を許します。

1 6 番室井清男君。

○1 6 番（室井清男君） 平成 2 3 年度決算の認定について質疑をいたします。

それで、まず冒頭にお聞きしたいことは、会計室長にお伺いいたします。会計室の中に貯金通帳が大体みんなで何冊くらいあるんですか。お伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 会計管理者兼会計室長。

○会計管理者兼参事兼会計室長（真船和憲君） 1 6 番室井議員のただいまのご質疑にお答えいたします。

貯金通帳は 3 通でございます。

○議長（鈴木宏始君） 1 6 番室井清男君。

○1 6 番（室井清男君） その 3 通の貯金通帳と、それからそれに関係する関係書類ですね。これは一般公開できないということになっておるようでございます。これは議員であっても、それだけは見ることはできないんだということでございますが、これは法律行為でございますか。それとも何かがあって見せられないということなんですか。これを明快にひとつ。

○議長（鈴木宏始君） 会計室長。

○会計管理者兼参事兼会計室長（真船和憲君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

個人情報保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、

さらには西郷村個人情報保護条例等の中の第12条ですね。その中に「開示請求をした者以外の個人に関する個人情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該個人の正当な利益を害すると認められるもの」、さらには「法人等に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該法人等の競争上の地位その他の正当な利益を害すると認められるもの」等々に抵触するおそれがある場合は、慎重に判断しております。なお、逆に、保護するばかりではございませんで、西郷村情報開示条例というのもございまして、この条例に基づきまして開示することも慎重に実施しているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） そうしますと、個人情報保護法に抵触するから個人情報のあるものは見せられないんだということでございますね。これはやっぱり我々議会に対してだって、今ここで決算上の都合によってどうしても見たいという場合でも、これは見せられないということになるんですか。そこを説明していただきたい。

○議長（鈴木宏始君） 会計室長。

○会計管理者兼参事兼会計室長（真船和憲君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、西郷村情報公開条例に基づきまして実施するという、判断することになりますので、この条例に基づきまして開示することは、ただ、この条例の中にも全面開示できない部分もある場合は、部分開示というような形になる場合もございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） それでは、これは法律によって見せることができないということですから、これは例えばですよ、裁判所なんかは法律ですね。そうすると、もし何かのことで裁判所からの提出が求められた場合には、これ提出できるんですか。これはやっぱり法律ですからできないんですか。ここを明瞭にしてください。

○議長（鈴木宏始君） 会計室長。

○会計管理者兼参事兼会計室長（真船和憲君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

この情報公開条例に基づきまして、担当窓口のほうの部署とそこら辺を協議、審査しながら開示していきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） それでは、会計室長さんにいま1件お聞きしますが、これを見せられる方はどういう方なんですか。一般の議員であっても見せられない。そうした場合に、これは決算上の審議の関係上、これを見せてくださいと言って見られる方はどういう方なんですか。

○議長（鈴木宏始君） 会計室長。

○会計管理者兼参事兼会計室長（真船和憲君） お答えいたします。

この西郷村情報公開条例の申請に基づきまして申請いただいた方は、この条例に基づいて判断、審査し、それで公表するという形になりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 会計室長さん、ありがとうございます。室長さんにここまで聞けばこれからの審議に使えると思いますので。まだこれから追ってお聞きすることがあるかと思いますが、その節はよろしく願いいたします。これは見られるというのは、やはり今会計室長からご説明がありましたように、詰めて言えば村長と監査委員しかこれ見られないですね、率直に言って。議会はいくら審議上必要だからと言っても、議会ではやっぱり通常は見られないということにこれはなっているんですよ。そうした場合には、監査委員と村長は見られるが、だれも見られない。まして法律をもってその見られないことが保護されているということ、これ大変難しいことなんです。そうした場合に今我々がこれから行おうとしている平成23年度の決算、収入で100億円を超えている。支出でも90億円台に乗っている。これを審議しようとするからには、これはやはりその会計の基本となるその貯金通帳ですよ、わかりやすく言えば。その貯金通帳から金が出ているんですから、そこがわからなくてそこが不透明であれば、これは審議できないんですよ。村長、そう考えますか。

そういったことをなくするが為にですね、この間も大分村長と監査委員のことについて争ったんですが、議会推薦の監査委員と村長推薦の監査委員が合わさって監査をして、初めて監査の透明性というものが保護されるんですよ。それを今回、今執行されている監査委員は2名おりますが、2名とも村長推薦の監査委員だけじゃありませんか。それで、村長と今までずっと、村長は徳田進君を監査委員にするんだということで強く突っぱねてきた。議会では、小林君を監査委員に出してくれということ村長に提案してくれということをお願い申し上げました。村長は、議会が推薦して議会が出したものを蹴ったんじゃないですか。蹴って、そして徳田進君を監査委員に出して、これが議会で一たん否決された。2回も3回も取り下げをさせられた。そして、また同じく村長は徳田進君を監査委員として提案された。これは議会だってもう練って練って、もう頭が痛いくらい練ったんですよ、議会だつて。監査委員をなくしておけまい、監査委員を2人であるべきものを1人では監査し切れないこともあるから、何とかここで曲げてほしいということを打ち合わせた結果、また村長にしてみれば、村長は村長で多数派工作までやったんじゃないですか。これは人権上にかかわる問題ですから名前は申しませんが、そういう形の中で2名とも村長推薦の監査委員によって監査されたということは、これは予算執行の村長の独裁執行と言ってもいいことなんです。村長の独裁執行なんですよ、この決算書は。その村長の独裁執行の認定書を何でこの議会がこれだけでも、こういう不透明な状況の中でどうしてこれを認定することができるんですか。村長、そこを教えてください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 監査委員の話になってしまいましたね。監査委員さんは私が提案して、そして議会の同意を得てという任命行為になっております。これはこれでいいんですけれども、その独占執行ということがよくわかりません。執行はもちろん、予算は議会の議決をもって執行権を与えられましたね。これは長の執行権に基づいて実

施するわけです。それについて監査委員の方は監査をすると。その結果を報告するというだけの話です。独占して執行したという、（不規則発言あり）独裁というのは、いや、独裁してできるようになっている、執行権は村長にあるわけで。ですから、その執行したものについて監査をして、そしていろいろご指摘をいただく、これがルールであります。ただ、言ったとおり、何かさっき2人名前が出てきましたですね。やっぱりいろいろやり方はあります、選考の仕方については。でも、やっぱりそれはいろいろ調整してということですので、それは今の独占という言葉と直接つながるものではないというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 何か村長、私が言っていることを村長はわからないんですよ。ということは、これはその推薦段階にあるんですよ。村長には人事案件を提出する権限が与えられているんですよ。議会には人事案件を提案する権限が与えられていないんですよ。それで、人事案件を提案する村長に提案をしていただくというのは、これ常識なんです。ところが、今私が言っているのは、問題はその一手手前の推薦段階にあるんですよ。推薦段階。これは県の市町村会に私も何回も電話して聞いてみたんです。そうしたら、法律上には村長が提案して議会の議決を求めるということは、これは法律にはそこまでしかないんですよ。ところが、問題はその前の段階なんです。村長が推薦した監査委員と議会のほうでもって推薦した監査委員、わかりやすく言えば議会代表の監査委員と村長を代表する監査委員と集まって監査をやって、それが透明性が守られているというそこに来るんですよ。それを村長は議会の推薦すべきものを議会に与えないで、そして村長推薦の監査委員2名をそろえたんじゃないですか。そういう状況の中で、だれにも見せることのできない貯金通帳をですね、これは3人しか見られないんですから、通常からいけば。我々が見せろと言ったって見ることのできないんですから。そうすると、村長と監査委員2人が会計室に入って、その貯金通帳から幾らの金を引き出されているかということ、全く議会に対して不透明なんです。議会代表の監査委員がここに出ていたとするならば、それは違いますよ、これはこうすべきですよという意見がそこに、議会代表の監査委員から入ってくるんですよ。それを入れないで村長推薦の監査委員と村長では、これは3人とも同じものであるから村長の独裁執行であるということ、これを言っているんじゃないですか。わかんねえのか。それくれえ。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今の話は理解できません。なぜかという、議会推薦した者は村長と反対だと。そして議長が推薦した者は議長寄りだと。要するに相闘わさなければだめだというふうに聞こえちゃいますね。ただ、監査委員はそういうことで選ぶのではなくて、地方自治法に基づいてこの地方の財務管理と執行について正しいかという判断をするわけです。ですから、事前に今のような話というのはないはずなんです。ただ、いろんなお話を聞いて村長が提案するというのは、おっしゃるとおりでいいと思いますけれども、今のような話になるとちょっといかがなものかと。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 言っていることは、これは議会は監査委員を推薦はできませんが、人事案件を提案する権限は議会では持っていないんですよ。それで、持っていないから議会で推薦した者を村長にお願いして、村長が議会に提案する、議会は議決をする、それで議会を代表する監査委員ができるということ。あと、村長を代表する監査委員を村長が選んで、この方にやってもらうんだということを村長が提案すれば、それを議会は素直に議決する。そこで村長推薦の監査委員と議会推薦の監査委員が一緒になって、この決算監査をやるところに決算認定の透明性というものがそこに引かれるんですよ。それを2人とも村長推薦の監査委員でそこに村長が加わって、これは黙ってるな、おれこれだけの金を取っちゃうんだからと言って取っちゃったとしたら、これ監査委員2人が黙っていたら、法律では見せられないんだから、これは闇から闇へそういうものは葬っていくことになるんですよ。それだから、それを公平化するが為に議会推薦の監査委員と村長推薦の監査委員が集まって監査をして、これには間違いありませんということで初めてきれいな監査ができるということじゃないですか。それを村長が推薦した監査委員と村長と3人集まって、これで監査終わりましたなんて言ったって、議会はその貯金通帳や何か見る資格を持っているのはだれもないんですよ。あと裁判所だって裁判でやって、裁判所がどうしても必要だということではなければこれ見ることができない。いつでも見られるのは村長と監査委員2人だけなんですよ。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 監査というのは、定期とか何かで監査委員はやりますけれども、決算監査は議会でやるわけですから、認定も。ですから、これを今言われたように、うそも隠しもやるようなことなんていうことはあり得ません。これは公金をいじくっているわけです。ですから、そこで今みたいな話をされると、やっぱり西郷村は何やっているんだという話になってしまいます。（不規則発言あり）そんなことはありません。（不規則発言あり）これは地方自治法に基づいて提案して、そして同意をもらってやるということですから、（不規則発言あり）余計なことじゃない、一番大事なことです。（不規則発言あり）異議あり。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 16番、ちょっと待ってください。休憩の時間だから。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後1時まで休憩いたします。

（午後0時01分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後0時59分）

○議長（鈴木宏始君） この際、議長より申し上げます。議題の審議に当たりましては冷静に、議題に沿った質疑をお願い申し上げます。

休憩前に引き続き、議案第56号に対する質疑を続行いたします。

16番室井清男君の質疑を許します。16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 午後の部に入りましたが、これで村長に確認をしておきたいと思います。この議会推薦の監査委員をなぜ監査委員につけることができなかつたのか、その理由を明らかにしていただきます。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） いろいろ議員からお話しされましたことですが、やっぱり総合、いろいろ考えるということがあって、長の専属権であるこの人事については執行しているということでもありますので、いろいろお話はありますけれども、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） これは議会では推薦したことがなかつたんですよ、推薦要請がなかつたから。それでもこれはもう何名かの議員でもまた推薦して、議会の代表を監査委員に1人上げようじゃないかということ、これは。わかりやすく言えば議会代表なんです。ところが、村長はそれはだめなんだと。おれが出す監査委員でなければだめなんだということは、これはだれしもがよくは考えないんです。何か村長が不正を働いているから、（不規則発言あり）その不正が発覚するのを恐れているから、議会推薦の監査委員が出せなかつたというようにしか我々は理解していないんですよ。その辺どうですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ただいまのご発言は訂正いただきたい。不正を働いている。（不規則発言あり）これは聞き捨てならん。そういう言葉が出てくること自体が、地方自治法は想定していません。ですから、ぜひ取り消していただきたい。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） これは取り消しはいたしません、私は。それでしたらね、村長はなぜ議会のほうに議会推薦を要請していなかつたんですか。議会のほうに議会推薦要請をして議会で推薦してくれないから、監査委員は1人にしておけないからいま1人を私が選びましたと言うんだったら、これはこれでまた話が通るんですよ。それをその要請も何もしないで、そして小林君をこちらから出した。そいつではだめなんだということで、また提出した。今度は取り下げを食った。その繰り返しなんじゃないですか。その理由を明らかにしてください。何で議会から出すことができなかつたんだ。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 人事というのは長の専属権であります。人事、人のことですね。人のことです。人というのは、いろんな能力とかいろんなことがあって、総合判断するという必要があります。ただいまのお話で、こちら側という話がありました。こちら側とはどういう意味だということが必要です。やっぱりそういうことではない。地方自治法の監査というのは、いろいろ人材を集めるという手当ては、いろんなことを聞いて、いろんなことを判断して適当な方を提出してご同意いただく、こういうこと

です。ですから、それ以上でも以下でもないということになりますので、いろんなことを考えて、そして適任と認めて同意を得る。そして、それはこの地方自治法にのっとった監査をしていただく。監査というのはここに出ていますよね。そういった書類を提出したり例月をやっていただいたり、そして最終的には今の決算書のようにこの説明をして、それは議員は聞くことができる、質問もできる。今まで3日間連続で説明した。それが今できるはずです。そういうことの集成がこの決算の認定というふうになるわけでありますので、それは人事の全体も絡んできますし、人の選び方といえますか、そういったものについてはやっぱり長の専属権があるということになるわけです。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 今村長の言っていることはね、村長が言うんでなくて、それはこちらで言いたいことなんですよ。それというのは、議会がこの人事を決めるのにはですね、いろいろ模索をしてつくっているんですよ。議長はだれにする、副議長はだれにする、そしてずっと組み合わせていって監査委員にする、そのバランスによって議会というものが維持されているんですよ。そのバランスが崩れれば、これは議会のバランスが今度は崩れるんです。そうしたら議会のバランスが崩れれば、そのしわ寄せは西郷村の行政執行の上にみんなあらわれてくるんですよ。それだから、議会の人事は公平、公正にやらなくちゃならない。それで、村長はあたかも議会をけっぽったようにですね、村長が2人の監査委員を推薦して出して、そして多数派工作までやって、そしてこれを通したんじゃないですか。こんなことは許されるはずないですよ、村民から言ったら。これ村民みんなに聞かせてください。室井の言うことは全くだ、そのとおりだと言うから。

それだから、村長推薦の監査委員をなぜ2名にしたかったのか、2名の監査委員を村長はなぜつけたかったのか、それを聞きたいということで、村長がそいつを説明してくれないものだから、村長のその思惑を今ここで述べてくださいと言っているんだよ。村長からそれが出ないから、その疑惑だけがどんどん出てくるんです。（不規則発言あり）まして会計室長が言っていたように、議会の貯金通帳はだれも見ることができないんですよ。いくら議会議員だって見ることはできないんですよ。見ることはできるのは村長と監査委員2名だけですと、これははっきりしているんじゃないですか。それじゃ今、ここで全部納得するから、ここへ村長、責任を持って貯金通帳を持ってきてここに出してください。そうすれば、それを見て一目瞭然にしてこれは公正であるということ認めるから。それできるのなら。村長だって今、この議場にその貯金通帳を持ってきて、さあ見てくださいなんて村長だって言えないんだよ、これ法律で決まっていることなんだから。会計室長がこれは個人情報保護法の中で保護されているから、これは見せることができませんというのを言っているんだ。それをだれも見ることができなかつたら、こういう問題を闇から闇へと葬ってずっと続くことになるんですよ。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 公金ですので、どなたも見ることができるわけです。今言ったように、すぐに持って来て外部というのはできません、それは。でも、ちゃんとした手続をとって見れば、だれだって見ることができますよ、公金ですから。（不規則発言あり）いや、手続をとってやればそれは大丈夫です。そして、闇から闇へとかいろんなことを言っているのは、どういうように思っているのか。非常に異議のある話です。（不規則発言あり）何を言っている。じゃ、公金が明朗じゃないということ言っているわけですか。貯金が見れないとかいろんなことを思って。（不規則発言あり）ですから、そういうことじゃなくて、いつだって公金は皆さんのものですから、村民のものだから。それはちゃんと開示していつでもできますよ。ただ、それが3人しか見られないから、それでという言い方はいかにも短絡的じゃないですか。（不規則発言あり）法律は、法にのっとれば何でもこれは公金は見ることができます、それは。（不規則発言あり）それは手続論の問題です。（不規則発言あり）いつでもそんなのはできますよ、それはやる気になれば。だから、それをもってどうこうということよりも、やっぱりそういうことが疑惑をとかと言われちゃうと困っちゃうわけです、それは。そういうことではありません。公金はまさしく公金ですよ、村民の財産ですから。いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） それじゃこうしましょう。ここでもって村長と約束したいんです。私にその貯金通帳を持ってきて、ここで見せますということをお約束してください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） これはやっぱりいろいろ手続あるでしょう、さっき言われたように。そういったことをやって、それで手続を経てそれを認めればいつでも見せますよということです。（不規則発言あり）それは公金ですから、村民のどなた様だってそういったことの手続を経て、妥当となっていれば認め、見せることができるわけです。ですから、それをもって何をその関係がある、3人しか見られないとかということに限定しちゃえばだめでしょう、それは。（不規則発言あり）だから、手続をちゃんと踏んでやれば、それはだれだって見られるわけです。公金ですから。（不規則発言あり）手続、そういうのが出てくればいつでもできるわけです。いいですか。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 議長、議事進行上、議長にこれ申し上げておきます。これからまだまだ言いたいことはあるんですが、言ってもわからないんです。理解することができないんですよ、私の言っていることが。それで約束も、ここで約束してくださいということは約束もしないんですよ。それだから、ここでこの辺についてこれは打ち切りにいたしまして、今度は要題を変えます。それでは農政課長にお伺いしますが、いきなり農政課長と言うと、農政課長びっくりしてしまうんじゃないかなと思うけれども、今年度のこの決算を見てですね、その決算状況の中から次年度に繰り越す農政事業、これをこうしなくてはならないんじゃないかということが農政課においてはあります。これ農政課長、答えてください。要するに事業計画。

○議長（鈴木宏始君） 農政課長。

○農政課長（金田勝義君） 16番室井議員のご質疑にお答えいたします。

平成23年度の一般会計の決算におきまして、農政課所管の事業で繰り越しをしたもの、その理由等とおたがいでございますが、平成23年度の決算におきまして農政課所管の事業につきましては、繰越明許費によりまして農業費で9,039万5,000円、林業費で6,000万円、災害復旧費で1億8,901万8,000円を繰り越ししております。これは明許繰越でございますので、年度内に事業が完了する見込みがなかったということで、翌年度へ繰り越しをいたしております。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 今課長に聞いたかったことはですね、平成23年度の決算状況を見て、それで来年度の農業政策をどのようにやっていくのかということをお課長に聞いたかったんです。ところが、これは現在までの経過というものは課長答弁できるでしょうが、これから先どうやるんだということに対しては、これは課長さんの権限外だから課長さんでは答弁できないと思うんですよ。それを、課長さんでできない答弁を何で課長さんにここで私が聞こうとしたか、これ村長、わかっているんですか。西郷村の農政執行の最高責任者は村長なんですよ、村長。その村長がですね、1年間ずっとやっている農業委員会の会合に一度だって出たことないじゃないですか。農業委員会の会合に出て農業委員の意見も聞かずに何で農政執行ができるんです、西郷村の農政執行が。これできないでしょう。もしここでもって村長がそれをあたかもできるようなことを言ったとしたら、こんなのは机上の空論ですよ。農業委員会は農業委員会の研修があって、この間も研修に行ってきました。それで大学の教授が言っていましたよ。単なる許認可だけをやるのが農業委員の仕事ではない。これからの農業をどのように方向づけをしていくかということを決めるのが農業委員会の仕事だということをお、細々とあの大学の教授がやっていたんじゃないですか。

そういう状況にもあるのにですね、1年間に1回も農業委員会に出てきたことのない村長が、何でこれから西郷村の新しい農業の執行ができるんですか。それだから、村長に聞いたんではこれはにせ物だから、だから今課長に聞いたんですよ。課長は今までの経過的なものでこれまでしか述べられないようだから、これ以上聞こうとは私は思っていないんですが。もし西郷村の農政執行の最高責任者だったら、農業に関することは隅から隅まで勉強して記憶に入れておかなきゃならないんです。それを言うことも事欠いた、すべてにおいて人も知らない、我も知らないようないいかげんなことしか村長は言っていないんです。村長が今までここで並べてきたことでもって、何パーセント西郷村の事業ができているんですか。何もできていないでしょう。そんなことではこれから西郷村のためにならないから、私がこうして登壇してここでやっているんですよ。それでなかったら、こんな登壇して私はやりたくないんですよ。あまりにもこれでは村民がかわいそうだと思うじゃないんですか。村民がかわいそうですよ。本当に村民のために働くという村長だったら、何かにと気を配って細かく動かなくちゃならないんです。今どうなんです、これ。西郷村内でみんな仕事がない、仕事

がないって今騒いでいるんじゃないですか。何で仕事を、働ける場所をつくってやらなきゃいけないじゃないですか。つくってあげて、ここで働いてここで給料をもらいなさい、そして生活をしなさいというのが、これ村長のやるべき仕事じゃないですか。村長、ここでもって今までの村長生活の中で会社を幾つ持っていたか、数えてここで述べてくださいよ。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） いろいろ述べられましたが、私は農業委員会はいつでも行きますよ。それはちゃんと皆さんの要請があって、そしてそういう話をするという機会があればいつでも行きます。前に議会から、前は村長が農業委員として推薦されましたね。今は室井議員、そのほかの方々がなっています。結局どっちがいいのかなということになるんでしょうけれども、それは議会の選択があったからということです。結局、この農業委員はいろいろ調査研究して建議をするという仕事があって、私はそれをよく聞いております。ですから、そのご懸念の件はないものというふうに思っております。それから、仕事は一生懸命やってこの仕事づくりをしようとしていますので、ぜひ応援していただきたい。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 村長、自分がやらないことを自分でここで暴露しているのと同じじゃないですか。要請があればいつでも行きますよと、何ですか、これは。これは逆じゃないですか。村長のほうから農業委員会に対して、このようなことに対して農業委員の皆さんの意向を聞きたいから、私も出席させてくださいと村長のほうから言うのが当然じゃないですか。それを村長が、要請があればいつでも行きますよなんて、それじゃ要請がなかったら全然来ないということじゃないですか。こんなことを村民が聞きますか。どうです、その辺。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 農業委員会は、委員長がいて委員さんがいてその機関運営をやっております。そこに割り込むということはできません。しかし、それは調整をして必要であればいつでもやりますよ。それをみずから行ってどうこうということは、やっぱり調整が必要です。ちゃんと調整をしてやりたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） これ議長、どうもこれ以上もう村長とやり合ったってこれは猫に念仏を聞かせておくようなものだから、これ以上言いたくありませんが、最後にいま一つ言いたいことは、村長のその誠意の問題なんです。本当に西郷村の農業をこういうふうにつくり上げていかなくちゃならない。こういう農業で西郷村はいってもらわなくちゃならない。3条、5条の許認可なんていうものは、こんなものは別の機関で本当はやるべきなんです。ただ、農業委員会法の中に「知事は農業委員の意向を聞かなくてはならない」という一言の条項が入っているから、農業委員会で3条、5条の許認可をやっているだけであって、本来の仕事というものはこういう農業の状況の中でもって、西郷村をどういうふうにしたら農業でもって農業者が生活できるよ

うにするとか、そういう細々しい指導が大切なんですよ。例えば今、認定農業者の中でやっているのがどうだといったら、大豆と米だけしかつくっていないじゃないですか。本当の農業者認定といえ、大根1本からニンジン1本、ゴボウ1本までをつくるまでのことを全面的にできる農業者であって初めて農業者認定になるんですよ。そういう状況の中で、西郷村の農業の方向性を村長が決めないでだれが決める、それでそれをやらなくてはならない、村長が要請があればいつでも行きますよなんてそんな寝呆けたことを語っているときじゃないんです。もうそれができなかつたらやめなさいよ。そうすれば新しい村長が出てきてそういうことやるんだから。それも西郷村の村民の生活を前進させる一つの手段なんです。やめることも一つの手段なんです。やることも一つの手段なんです。それを言っているんです。じゃ、そのことを総体的にどうですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 私は選挙で選ばれているし、それを途中でとかいろいろなお話を聞いて、そう簡単にできるわけにはいきません。全身全霊で仕事をやる、そのみであります。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 議案第56号について質疑させていただきます。

第1点目なんですが、ページ数233ページの有価証券であります。有価証券の中で赤面山総合開発株式会社ということで、前年度現在額180万円、そして決算年度末現在高180万円と計上されております。この件については何度か村長に質疑してきているわけですが、現在の状況はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お答えします。

債権ですね。財産の中に赤面山総合開発、会社がああいう状況なので財産の保全はどうなるかと前から聞かれていますね。現在、会社が清算に入ったのかどうかについてまだ確認できません。いち早くそういったものに整理をされて会社がやっぱり整理に入ってくれば、関連する今の債権ですね、財産についても同時並行してやる必要があるというふうに思っていますが、今のところこの情報を得ておりますが、まだ赤面山が整理に入ったという情報は入っておりません。登記のもあったり。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 17番。さらに質疑をさせていただきます。いろいろ観光については議員おのこの考え方があると思うんです。私も観光にはかなり興味を持っております。そんな中で、赤面山は西郷村にとって赤面山のスキー場だった跡地は宝の山なのかなと、そのように思っております。ですから、年度年度に村長にはしつこく早く何とかならないですかということで質疑をさせていただいているんですが、ちゃぼランドはなんでできたのかと申しますと、前にもこの場で申したとおりに、赤面山ス

スキー場が疲弊している中で、若い男女がスキーを終わった後に寄ってもらおうと、ちゃぼランドで温泉につかってもらおうということでちゃぼランドができたわけですね。ということは、前段で述べたように、赤面山スキー場は村にとって最大の宝の山だったんですね。ですから今は、質疑がちょっと前後しちゃいますが、ちゃぼランドも健康増進だけの温泉になっているというところで、早く整理をしたほうがいいんじゃないかなと、そのようにも思っております。そんな中で、私も何度か個人的に赤面山スキー場の跡地を見る経過があります。資材がどんどんなくなっていっているように感じるんですが、整理団体がいないのになぜ資材がなくなってきているのか、村長にお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 私もよくわかりません。なくなっているというのは、だれか持っていったということですね。それがいかなる理由なのか、ちょっと把握しておりません。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 村長ちょっと、答弁の中でいかなる理由だかわからないと申されました。ですが、村は180万円、恐らく最初的时候にはもっと出資金が多かったんじゃないかなという感じがしているんですね。そういう中で、だれが資材を持っていったかわからないというのは、これは無責任のような気がするんですね。というのは、赤面山スキー場跡地は、確かに村長が何年か前のこの時期に那須町と白河市と西郷村で出資しているんだと。そして社長もいないんだという中で、やはり当地である西郷村の村長が音頭を取って早く整理団体を設けて処理しないと、持っていただけならいいんですが、建屋に火をつけられたらどうしますか。そういうもろもろを考えた場合には、村長が音頭を取ってこれからいく覚悟はありますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） さっきいかなる理由と言ったのは、犯罪が絡むかどうかということを行っているのかと思って、わからないと言ったわけです。要するに例えば不法で持っていった場合は犯罪になります。それは警察で聞いたわけではない。ただ、問題は、所在市町村とすれば言ったとおりです。やっぱり西郷村の財産としてあの景観は非常に早く整理をしたいと思っております。これまでのことでいろいろ関係する弁護士とか、あるいは林野庁と相談をしてきました。もちろん林野庁等は敷地の所有者でありますので、前段、これは前にも質疑ありましたね。この前橋営林局管内で3か所同じところがあって、それをいち早く整理する手法はないのかということで法務省と今やってくれていますが、なかなかいい話は出てきません。なぜかといいますと、司法上の契約関係がまだ生きているからですね。これは会社整理しなきゃだめだということがあってということでいろいろ聞いているわけですが、なかなか個人は今度出資した会社自体がまた株主再開へのことがありますので、そういったことが絡んで早急にはいかないという事情は知っていますが、なかなかそれが1社ではないらしいです。そういうような事情があってちょっと遅れていますが、西郷村とすれば本当に困った

状態だというふうに思っていますので、何らか手をつけたいという意思があります。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 村長申されるとおり、確かに無名無実でたまたま先人が投資した赤面山観光株式会社だという観点に立てば、後から出てきた村長に対しては大きなお荷物かもしれません。ですが、資材がなくなっているということは、見る限りですからね、かなりのものがあつたにもかかわらず更地のような状態で見えるということは、整理団体が入って処理したのかなという観点のもとにありますよね。せめて整理団体を入れて財産だけは守らなきゃならないというのが、会社の最後の仕事だと思うんですね。そういう観点から考えると大変甚だしく、村長だけじゃなくて那須町も白河市も何やっているんだという考えのもとにいきます。ですから、先ほども申したように、せっかくのすばらしい場所なんですから、なるべく早く整理をして西郷村の発展のために赤面山を利用できるような方法をとっていただければいいなと思うんですが、そんなところでこの件の質疑は終わります。

続いてですが、生涯学習課なんですけど、決算資料並びに主要施策の成果調書でページ数102ページになります。これは中国との国際交流で中学生を中国天津市薊県に中学2年生を派遣する予算であります。前年度はこの薊県に子どもたちが派遣されることなく、天栄村のブリティッシュヒルズに子どもたちを派遣しておりますが、どんな理由のもとに中国の天津市薊県に派遣しなかったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（相川 博君） 17番大石議員のご質疑にお答えいたします。

昨年、平成23年度、中国への海外派遣事業を中止いたしまして、天栄村にありますブリティッシュヒルズ、こちら異文化体験研修事業でございますが、こちらに変更した経過についてのおただしかと思っておりますが、昨年の中学生海外派遣事業の実施につきましては、震災等もございまして、保護者からなどのご意見等を伺いました。それで、東日本大震災、それから原発事故、こういった影響によりまして、やはり保護者の方にしてみれば、子どもさんを親元から離したくないとのご意見等もございました。また現在、福島空港のほうから中国便が運休となっている状況でございます。これらを踏まえまして、昨年5月11日に開催いたしました西郷村人材育成基金の運営委員会がございまして、こちらにおきまして、この委員会の中で先ほどお話しありました天栄村でのブリティッシュヒルズが身近にございますので、英国風の建物等が建ち並んでおりまして英会話の学習ができること、そういったことを踏まえまして天栄村にありますブリティッシュヒルズでの研修事業への変更がまずそこで決定いたしました。それらを受けまして、西郷村の中学生の海外派遣事業の実施委員会がございまして、こちらのほうにも天栄村のブリティッシュヒルズでの2泊3日の異文化体験研修事業の実施についてのご意見をいただき、実施したところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） さらに質疑を続けさせていただきます。生涯学習課長は事務担

当の課長だということで、決定は教育長にあるということは熟知しております。そんな中で課長の答弁で、この研修に当たっては保護者の意見を聞いて、安全性を考えた場合には天栄村がいいだろうということでお話があったということではありますが、それを決定する西郷村中学生海外派遣事業実施委員会という委員会もありますが、そういう委員会も開いたのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（相川 博君） お答えいたします。

西郷村人材育成基金の運営委員会におきましては、昨年5月11日に開催いたしました。それを受けまして中学生の海外派遣の事業の実施委員会につきましては、5月31日と7月21日の2回にわたり開催をしたところでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） さらに質疑させていただきます。何回か人材育成基金を活用する委員会を開いたということで答弁をいただきました。そんな中で何か話題になるような意見が出たのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（相川 博君） お答えいたします。

ちょっと手元に詳しい議事録がございませんが、やはり昨年は大震災、原発事故がありましたので、今後のそういった広い視野に立ってこの研修事業のあり方等、そういったものについてのご意見等が出たところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） さらに質疑を続けます。確かにその委員会の中では、震災があったし、中国よりは天栄村のブリティッシュヒルズのほうがいいだろうという意見が大多数だったと、そのようにも想像できます。そんな中で、皆さんご存じのように、東京電力福島第一原発が不幸にして去年の3月12日以降、何回か爆発しております。それに付随して今回はこのような研修になりましたが、相手先である中国天津市薊県からどんなご厚意をいただいたのか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（相川 博君） お答えいたします。

3・11東日本大震災の原発事故後に薊県からの好意的な対応と申しますか、そういったものがあつたのかどうかのおただしかと思っておりますが、大震災、それから原発事故後におきまして、中国の天津市薊県の人民政府より昨年3月16日付でお見舞いの文書、向こうの言葉で慰問電文という言葉でのお見舞いの文書でございますが、こちらが届いたところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 質疑を続けます。薊県のほうから好意的な文書が届いたと。

3月16日ですか、大変ありがたい話だなとそのようにも思っております。ですが、

福島県にとっても大惨事であり、西郷村にとっても大惨事であります。この大惨事から1年6か月が過ぎて文書1枚ということは、大変失礼ではないのかなど、そのように思えてなりません。それを課長に失礼じゃないですかと聞いても大変、それこそ質疑が失礼になりますのでお伺いする考えはありませんが、私は福島原発が爆発して幼い子どもたちがどこに避難すればいいんだと、赤ちゃんから育った中学生までのこの子どもたちがどこに退避すればいいんだということを考えて、全員協議会の席上で、日本で受け入れてくれるところがなかったら中国の蕪県に頼んだらいいんじゃないんですかと言ったいきさつがあります。これは冗談ではありません。ですが、昨年度、8月ですか、この事業が行われたのは。中学2年生は蕪県じゃなくて、その当時、天栄村の放射能が大変高い時期に英文化のためにブリティッシュヒルズにやっていると。蕪県が来るなど言ったんですか、それとも西郷村が行きたくないと言ったんですか。どちらだか答弁をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（相川 博君） お答えいたします。

先ほどの蕪県のほうからの見舞いの文書の中で、ちょっとつけ加えさせていただきますが、その中に「救済活動や災害復帰に出来るだけのことを提供致したい」との文面も記載されておりました。ただ、今議員が申されたように、例えば中国へ避難を受け入れますよとか、そういった具体的な話と申しますか、5月11日に先ほど申し上げました人材育成基金の運営委員会で、昨年は中国への派遣の事業の中止を村のほうから蕪県側のほうにお伝えしましたので、そのような経緯もありまして、そのような連絡等はなかったということでございます。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） さらに質疑させていただきます。日本じゅうで一番先によその国の方々が避難したのはどこの国ですか。恐らく課長でもわからないと思いますが、情報によれば中国だそうです。中国が一番早く放射能が怖いから早く国に帰れということで、一番早く帰ったのは中国で、いまだに日本に来ていない人たちも大勢いるかのように聞いております。そんな中で、それではなぜこの中国蕪県以外の場所と交流を結べないのか、それが私は一番残念であります。その内容、今回の決算に出ている成果調書を見ますと、日常生活での英会話の実践研修、英国とのお菓子づくりということでブリティッシュヒルズに行っているということで事業説明で出ています。事業概要によりますと、「村内の中学2年生を対象として、次代を担う中学生の国際感覚の養成及び英会話の習得のためにこの人材育成事業が行われている」という中で、蕪県に行った場合には日本語で話しているのですか、それとも通訳が入って片方は中国語で話しているのか、それとも中国の子どもらも日本の子どもらも英語で話しして今まで至ったのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（相川 博君） お答えいたします。

中国に行ったときは、当然西郷村から行った中学生は全員が全員、英語それから中

国語を話せるわけではございませんので、あちらに行った場合には通訳の方がおりまして、中学生はある程度事前に英語を勉強していきますので、それでのやりとりもございません。また、すべて英語、中国語でというわけではございませんでした。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 時節柄、大変今、中国と日本はおかしな関係になってきております。日本の国旗が燃やされ、日本の中国の企業は壊され、何て野蛮な国なんだ、何て怖い国なんだ、フィリピンもタイも同じような島国を取られて、何て嫌な国なんだと私は再認識をしております。私は、中国との交流は何度も何度も意見を述べてきております。2000何年でしたか、やはり反日感情が強くて日本の国旗が燃やされました。国旗は天皇が燃やされるような気がしております。そういう中で、日本人は穏やかな心と穏やかな精神のもとで教育を受けているから、我慢をして我慢をしております。そういう中で、今年度も中国に行かないでブリティッシュヒルズのほうに行かせました。それは英会話が重要だからという認識のもとに理解していると自負しております。中国が悪いのではない。やっぱり国での教育がそれぞれ違うからやるのが違うんだなという観点にも立っております。そんな中で、教育長は前回の文教委員会の中での席上で、当分の間はブリティッシュヒルズのほうに行かせたい旨の話がありました。それが妥当だとすればどういうふうな理由でブリティッシュヒルズのほうに行かせたい、またそちらのほうに子どもを派遣したいという気持ちでいるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 17番大石議員のご質疑にお答えいたします。

ブリティッシュヒルズのお話、国際交流のお話等、課長にいろいろお尋ねいただきました。この事業は、平成7年に実はスタートいたしました。この頃は西郷村と中国天津市薊県が友好都市の関係を結んだ時期でございます。大人の方たちが交流をしていたというふうに聞いております。それは私、そのときいなかったんですが、（不規則発言あり）はい。なるだけ短く申し上げます。その後、だんだんと大人の交流がなくなりまして、もうこの中国天津市との交流は何かその出発点のことを思いながら続けていきたいということで続けてきたところでございます。平成24年、今年で18回目になる事業でございます。

その間、残念ながら5回ほど行けないときがありました。流行の病気で行かないほうがいいというときもありましたし、向こうの政情不安なときもありましたし、今回のようにある意味、議員がおっしゃいましたように、2つの国の関係がどうなのという心配もあたりし、また、放射能のこともあたりし、その時々では行けないときがありました。行けないときに、この年だけ中学2年生に当たった子どもたちをどのようにするのか、全く事業なしで終わるのかということをいろいろ検討しまして、その中で近くて英語のこととか、お話しありました効果が得られるのがちょうど天栄村にありましたブリティッシュヒルズ、そこで英国風の異文化体験ができて、しかも

英語に触れることができるといふことで行ったものでございます。子どもたちには大変好評でありましたといふことで、この事業を行けないときの代替事業といふと語弊があるんですが、そのようなことを行わせていただけてきましたといふことでございますので、ご理解ください。（不規則発言あり）今後のことなんですが、これは代替事業、言ってみればそういうことだったので、この際、課の中でも、それから先ほどお話しありました委員会の中でも少し今度考えてみるのはどうですかといふ意見もいただけていますので、よく考えていきたいといふふうに思っております、来年またブリティッシュヒルズに行く、そういうことではございません。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 質疑をさせていただきます。教育長、来年は薊県にやってください。それも大勢の子どもらを行かせてやってください。放射能があるから来るなんて言われたくないですから。来年こそ薊県にやって、そして大いに子どもらを遊ばせてやってください。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

薊県に来年はぜひ行かせてやってくださいといふお話でした。参考にさせていただきますと思います。今までいろんな意見があった中で、薊県にどうぞといふ、大いに行くべきだといふお話ですので、先ほど申し上げましたように、よくいろんな会議も通したりしまして、よく検討してまいりたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） さらに質疑をさせていただきます。教育長、私はこの壇上で何回か、この薊県に行くための動機はどうなんだといふことで述べさせていただいたことがあります。竹下総理の1億円創生で西郷村で1億円をいただいた。5,000万円はヤシオやら何やらでその1億円をもとに村の発展性、またPR性、いろいろ観光につながるものといふことで使われたと。あとの5,000万円は人材育成基金として積み立てられたと。そして、この始まった当時は大変金利もよくて、その利子で行かせるようになったといふことですね。ですから、基本的に言えば、もう国際交流を進めていかなきゃならないための基金からの一般財源だといふことを建前に置いて、そして薊県からこの1年半で1回しか文書が来ていない。こんな失礼なことがありますか。西郷村は何周年記念になったと、桜の苗木をいっぱい贈った。そのほかもろもろ薊県には尽くしに尽くしてきていると思うんですね。そういう中で、そんなことでいいんですか、村の本当の大事な時期に文書1枚で納得できますか。薊県からえらい人来たんですか。ですから、来ていないんだからこっちから子どもさんにいっぱい行っていただいて、大いに遊んでもらったらいいんじゃないですか。といふことで質疑を終わります。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 大石議員のご質疑にお答えいたします。

お話しありましたように、この中国との関係、長く続いたその中でも薊県との関係、

このことは非常に大事に考える一方、またいろいろな意見を伴いますので、いろんな方の意見をいろいろ拝聴しなければならない案件と思っています。ただ、子どもたちが、ありがたいことに村のお金を補助を入れていただいて外国に行く機会をつくっていただけるというその人材育成基金、このことは今後もぜひこれから子どもたちの人材育成のために継続を、人材育成基金からの繰り出しを継続させていただいて、子どもたちにグローバルな社会で生きていく、そういう素地を早い時期にというふうに思っていますので、今後ともどうぞご支援をよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君の質疑は終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後2時20分まで休憩いたします。

（午後2時02分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後2時20分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き、議案第56号に対する質疑を続行いたします。ほかに質疑はありませんか。

4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 議案第56号について質疑いたします。

決算書の78ページ、節8の報償費、その中の全期前納報奨金1,178万8,900円でありますけれども、これ一応決算説明会の中では説明を受けましたけれども、このことについてこれは村民税、固定資産税に全期前納すると報償費として優遇されるということで、前年度は1,100万円ぐらいでしたけれども、いつもは1,800万円ぐらいこれが報償費として上がるということなんですけれども、もう既にこのことについては、給与所得者とかそういうのは給料天引きになるのでこういう制度を受けられないということもありますので、もうそろそろ廃止するべきではないかと。前納制度はやってもいいでしょうけれども、この報償費については廃止すべきじゃないかと思っておりますけれども、お伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 税務課長。

○税務課長（金田昭二君） 4番藤田議員のご質疑にお答えします。

村税等の全期前納報償金でございますが、議員おただしのおり、固定資産税について大きい部分を占めておりますが、そのほかに住民税、村民税の普通徴収分のみにこの全期前納報償金を支給しております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 担当課長は、これをやるとかやらないとかという判断はできないと思うんですけれども、今言われたように、固定資産税の関係と普通徴収の関係ということで、ほかの方は該当しないということなんです。そうすると私はこれ公平性に欠けると思うんですね、村民税を集めるのに。そういった意味ではもうそろそろ、これ何年にこの制度ができたのか、ちょっと私も調べてわからないんですけど、ほ

かの自治体を調べるともう相当の自治体がこれを廃止しているということなので、ぜひ検討していただきたいということですが、

○議長（鈴木宏始君） 税務課長。

○税務課長（金田昭二君） お答えします。

住民税のほうの部分につきましては、一部の部分が該当ということもございまして、今後廃止も含めて検討していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 了解しました。もう1点ですが、これも決算書の114ページの林業総務費ですね。これも報償費の報奨金、これは有害鳥獣捕獲隊の報酬ということで、イノシシ1頭1万円、カラスは500円ということで報告を受けておりますけれども、今はご存じのようにイノシシの被害が相当西郷村は発生している。もう既に真名子のほうでは稲など荒らされているということを知っております。このイノシシについては、すごい繁殖力があって相当な数で増えております。このままいくと相当な被害が今後出てくる様相がありますので、できればですよ、本当はこれ生産者に任せるだけでなく、いろいろ電牧柵ですか、そういったことも補助金を出しているのは承知しておりますけれども、この村全体で行政も含めたそういった対策をやっぴり設けて対処すべきじゃないかと思っておりますけれども、お伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 農政課長。

○農政課長（金田勝義君） お答えいたします。

林業費の報償費の中で平成23年度決算が19万円、これは有害鳥獣捕獲隊によるイノシシの捕獲の報償金でございます。ご質疑にありました村としてこのイノシシの被害に対して全村といいますか、取り組みをすべきではないかということでございますが、村といたしましてはこのイノシシの捕獲報償金、それから電気牧柵等の補助をいたしておりますが、議員の言われるように、行政としてこのイノシシの被害を最小限にとどめるような施策を今後しっかりと検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 対応をとってほしいということですが、さらにですね、私ちょっと調べましたけれども、その報償金ですか、1頭つかまえるごとに1万円ということで報償金が出ていますけれども、近隣をちょっと見ると古殿町とか鮫川町なんかは1頭2万円で、全体を見るとやっぱり1万5,000円から2万円ということで、この辺もちょっと考えていただきたいなと思います。そういった中で、狩猟者というか鉄砲を撃つ人が相当減少しております。なぜかという、やっぱり鉄砲を1丁持つと相当な経費がかかります。年に2回ぐらいやっぱり検査とかそういうこともありますので、こういったことも含めて狩猟者の減少対策費として助成金なども含めて検討していただきたいと思っておりますけれども、お伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 農政課長。

○農政課長（金田勝義君） お答えいたします。

おただしのように、有害鳥獣捕獲隊は年々高齢化をいたしております。現実、実情を申し上げますと、新しく入ってこられる方というのは年に1名あるかないかでございます。毎年高齢化が進んでおります。その具体的な対策でございますが、今村のほうで検討しておりますのは、今現在そのイノシシの捕獲、それから電気牧柵の補助については村の単独事業でございますが、これは県の補助に該当するような施策がございます。ただし、これは有害鳥獣の対策の協議会を設立しないと補助が得られないということでございますので、有害鳥獣捕獲隊、それから村、共済組合、農協等の協議会をつくってこれから取り組んでまいりたいと、こういうふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 協議会を設置して取り組んでいきたいということなので、既に古殿町あたりでは協議会を設置して、そこから全体のこと、この有害鳥獣のことを対策しているので、西郷村としても早急にその協議会を設置していただいて対策をお願いしたいと思います。

以上で質疑を終わらせていただきます。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。議案第56号について質疑をしたいと思います。

成果調書の3ページの一番上の行に、「また、原発事故の風評被害により入湯税が額で695万1,000円減額となった」というふうに書いてあります。これはここにあからさまに、風評被害によって入湯税が減額されましたよということだというふうに理解をします。この風評被害について、村は東電なり国に対してこの風評被害の損失の請求をされたのか、まず伺いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 上田議員の質疑にお答えいたします。

風評被害に関しましては、今算定に向けて進めておりますので、まだ請求しておりません。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。今回の定例会の資料のNo.4ですよね、この成果調書において。この中で、しつこいようですけれども、695万1,000円の額が風評被害として出ましたよと言っている。これ平成23年度予算ですよ。ということは、今請求しなくてというよりもこの時点で、平成23年度の会計を締めて6か月になるのかな。この間なぜ請求しなかったんですか。伺います。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 風評被害関係はこういう形で算定されているわけですが、人件費等、まだその他の経費を分け切れていない部分がかかなりございますので、その辺も残っております。まだ算定の途中でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。算定の途中だということ、次の質疑に入りたいと思うんですけども、それでは村の平成23年度一般会計において、いわゆるこの原発事故に関する実害と風評で現時点でどのぐらいの減額があったのか、被害が出ているのか。今算定中であるということなので、わかる範囲でお示しをいただきたいんですけども。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

わかる範囲でということですが、平成23年度の決算では、これは復旧・復興関係と、それから放射能も含んだ形での被害額でございますが、19億1,803万円が災害復旧の経費と放射能対策事業で使った経費でございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。ただいま総務課長のほうから19億円何がしかのお金が示されたわけですけども、平成23年度中にいわゆるこの原発事故によってこの西郷村というのは実害と風評被害はどのぐらいあったのかということなんです。本来であれば、平成23年度の会計を締める会計閉鎖が5月末日あたりですか、それぐらいまでには本来は計算をして、平成23年度分については東電に請求するのが本当の仕事じゃないんですか。違いますか。伺います。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） おっしゃることはよくわかりますが、若干作業が遅れておりまして申しわけございませんが、今算定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。若干質問内容を変えます。この原発事故に伴いまして、学校等へ設置したエアコンの費用、またそれに伴う電気代とかの費用等もかかっているというふうには私は理解をします。これらに関しては、電気なんていうのはもう毎月請求が来ますよね。ですから、算定はしやすいなというふうに思います。それと、その設置に関しても、村の総合計画の中でいわゆる教育施設、保育施設に今後どういふふうなエアコンの設置をしていくのかという部分は明確にうたっていないので、村がどういふ計画をされているのかわからないんですけども、これら成果調書の中を見ていると、いわゆる環境放射能の影響が心配される。だから教育施設、保育施設にエアコンをつけましたというふうには書いてあるわけですよ。ということは、これもやはりきちんと東電に請求すべきだなというふうに思うんですけども、この部分に関してはいかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

一般会計に関しましては、普通交付税で見られている部分もございまして、そういうところからはみ出て対象外となっている経費については、東電に請求すべきかと思ひます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。請求すべきじゃなくて、請求したんですかと私は聞いている。電気料は毎月請求が来るんですから、計算は簡単ですよ。8つの小中学校を合わせて、あと2つの保育園、幼稚園1つ、そのほかの施設もあったのかもしれない。児童館もあるのかな。それらを合わせてもそんなに難しい計算じゃないと思うんです。それを平成23年度の会計を閉鎖する前に請求されたんですかと私は聞いているんです。いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

請求はしておりませんが、学校のエアコンの部分だけというのは、学校は学校で一括で来ますので、ちょっと分け方を検討しなければ計算できない状態ですので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。私、6月の議会的时候、ここで何を言ったか覚えていますか。いわゆる言いわけと言いつれしか言わない、言っていないと私言いましたよね。まさにそのとおりじゃないですか。今までエアコンがなかった。例年の平均値が出ますよね。その平均値と比較すれば、エアコン設置して電気料がどのくらい増えたかというのはわかりますよね。案分で計算をする。それで請求を出せばいいだけの話じゃないですか。いかがですか、総務課長。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

確かにおっしゃるようなこともできるかと思ひます。電気料ですと総務課で一括管理しておりますが、例年ですと大体庁舎、学校、防犯灯、それからその他の施設等を合わせまして4,200万円ぐらい電気料として支出しておりますので、その辺の差も見てみたいと思ひますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。請求していないものをいつまでも話してもしょうがないので。でも、いつまでに請求するかですよ。平成23年度分に関していつまでに請求をされるのか。そのことをお示してください。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

説明会が9月の上旬に県のほうでございまして、これから内容を算定するわけですが、管内の各市町村とそういう方向で協議しておりますので、うちうちということになるわけですが、ちょっと今时期的なものははっきり申せませんが、極力早いうちに請求の額を出していきたいと思ひますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。痛しかゆしになりますのでちょっと内容を変えたいと思ひますけれども、請求をするということで私信じて次の質問に入っていきたいと

思うんですけれども、この平成23年度分、請求をされた分で東電が認める部分があると思います。認めていただかねば困りますよね。実際にこれは被害を受けているわけですから。その入ってきたお金に関しての会計の処理の仕方というのは、どういうやり方をされるんですか。これは平成23年度分の損失が出ている。でも、平成23年度の会計はもう閉鎖してしまった。それで、平成24年度、平成25年度にわたっての風評被害とか実害の分のお金が入ってくる可能性があるわけですよね。そういう会計の処理というのはどういうやり方をするんですか。お示してください。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 当年度の処理で雑入という形で入れることにはなるかと思いますが。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。じゃ、雑入という形で会計に繰り入れをするということで、それが正しいのかどうなのかというのは私は現時点で判断つきませんので、この問題はちょっと棚上げにして次の質問に入ります。原発事故に伴いまして、しつこいようなんですけれども、いわゆるいわき・相双地区から避難されてきた方がこの西郷村にもいらっしゃいました。この方たちに対してちゃぼランドで入浴をしてもらったというふうに私は記憶をしています。その費用について、平成23年度分の予算でちゃぼランドのほうに西郷村からお支払いをしている、西郷観光株式会社のほうにお支払いをしたと。その支払い分に関して、後から東電なり国に村は請求しますよというお話でした。その分は請求されましたか。伺います。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。
まだ請求はしておりません。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。それでは、この場で約束をした約束が守られていないと私は理解をします。いつの議会だったか記憶がちょっとあいまいなんですけれども、私もこの場でその分はきちんと東電に請求するのかと。そのときの答弁で請求しますという答弁でした。じゃ、来年の9月の決算のときにそのことがきちんとわかりますねというふうに話をして、私は質疑を終わっているんです。その約束のもとに私はそのとき認めた。でも、実際このやつの請求はまだしていません。じゃ、そういうことに関してどのようにお考えになりますか。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 答弁いたします。

まず、災害関連というか東電関係といいますかね、原発由来のものについては整理をして、それは今言ったとおりの流れになる。その中において、まず国費で見分がありますね。補助金とか交付金とか、あるいは特別交付税、地方交付税、そういったものを控除します。それから、今しゃべっている中で、今言われた去年のちゃぼランドの入浴分がありますね。災害救助費で見分かどうかというやつも一回今話ししました

が、そういったものを控除してということで純粹に請求するということになります。時期的に9月決算まで遅いのではないかと、それは言われたとおりです。1つは、やっぱり漏れなく正確に出していきたいということがありますので、漏れなくというところに力点を今置いてちゃんとやっています。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。漏れなくということでしたけれども、この問題に関しても、昨年3月中にすべて総額は出ていると思いましたが。前倒しで何か払ったような記憶が私あるんですよ。総額として幾らというような金額は出ていたはずですよ。その分を単に東電に請求すればいいだけの話ですよ。それを請求されていない。そのことに対して責任はどういうふうにお感じになりますと私は申し上げている。いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 東電に請求するものについては、今やっていないということですが、速やかにやってそして取るということにしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。素直な私でしたらね。以前の私でしたら素直なので、「了解しました」と言いますよ。でも、今素直じゃなくなってきました。というのは、ここでいろんな約束をしていますよね。それを信じて私らは手を挙げたり賛成をしたり、いろいろするわけですよ。今申し上げたように、その部分も私は決していわき・相双地区の人が憎くて言っているわけじゃない。私が憎むべきは東電と国ですから。原子力を進めてきた国の、その原子力村にぶら下がっているような人間が大嫌いですから。そこをきちんと村は厳正に対処すべきだということでは言っているんですよ。今村長の話聞いてみると、まさに原子力村の人と一緒にんじゃないですか。何か請求をするかしないかわからない。きちんと精査をしてから請求します。ではないですよ。きちんとつかんでいる今の数字を東電になぜぶつけないのかということなんです。それが我々村民の今の思いですよ。せめても損害賠償を請求する。風評被害に対して請求する。そういう強い意思が村長には見られないから、この場でこうやっている話をするようになってしまうんです。いかがですか、村長。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） それは形が見られないと言いますが、一生懸命やっていますので、やり通したいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。その言葉も私は正直信じられない。一般質問でも申し上げたように、いつまでやりますよと言われても、その言葉も今素直にはのめない、私は。でも、ここで平行線で時間ばかり経過してもしようがないので、次の質問に入っていきたいと思いますが、あとは平成23年度予算でこども健康手帳というものを作成しました。今日これちょっと借りてきましたけれども、非常にこれまとまったいいものだなというふうに私は理解をしております。この手帳がある中で、西郷

村においても子どもたちに対してホールボディカウンターの検査を行った。その検査結果が先週の一般質問の藤田議員の中でもあったように、県のほうから直接送られてきたものもある、村から直接来たものもあるというふうに理解をしております。そういうものを記録できるようにこの手帳はつくり込まれています。それに対して記入の仕方、記入に当たっての健康相談や健康指導などを村として行ったのか。村長、いかがですか。伺います。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） お答えいたします。

こども健康手帳の記入なんですけれども、これについては配布はいたしました、その後のフォローはまだいたしていません。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。ただいま健康推進課長のほうから、指導していらっしゃるといって、まさに素直な答弁だなというふうに私は理解します。この健康手帳の表紙をめくると「保護者の皆様」といって、さまざまなことが書いてあります。一番私が着目しているのは、健康管理や医療保証、風評被害の対策など重立ったことに重要になるよというふうに書いてあるわけですよ。そこを重視していかなければならないと思います。このこども健康手帳を平成23年度の予算を使ってつくったわけです。この決算の認定というのは、もう何回も言わなくてもわかると思いますけれども、いわゆる議決された予算をどのように使って、それがどのような効果をもたらしたか。それがいかに後年に反映されるのかということだと思っております。ですから、これを重視しなくてどこを重視するのかなと思っております。健康推進課長が今指導していませんということでしたけれども、健康推進課長、正直言ったほうがいいのかと思っておりますけれども、指導できる人数がないと私は理解しているんですけれども、いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） お答えいたします。

指導する人員というのは、今健康被害のほうは、健康調査のほうですね、これは保健係のほうでやっているんですけれども、従来と同じように通常業務もございまして、基本的に健康調査に関しては、県の健康調査の一環としてすべて基本的にはやられているということですね。それで、人も確かにその分必要にはなりますけれども、今言われたご趣旨のとおり、その健康手帳というのはそこに書いてあるとおりの趣旨でございまして、将来の晩発性障害ですか、これらの対応も含めて大変重要な手帳だと思いますので、できる範囲で記載のほうのところを推進していくというふうに努めたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。健康推進課長の非常に苦しい答弁かなというふうに理解をします。今答弁の中で晩発性障害というお話がございました。現にチェルノブイリでも、20年経過したとき以降に甲状腺がんを発症された女性の方がいらっしゃる

ます。これは本当に低線量の中でずっと生活をされてきた方が、20年経過した中で甲状腺がんを発症してしまったと、こういう事例もあるわけです。ですから、私はこのこども健康手帳、そしてさらに申し上げたいのは、私は住民健康手帳もつくるべきではないかなというふうに思います。これで一步進んでいるのは、あの浪江町のほうでもこういうものをつくられて今やられていますけれども、こういうものをきちんとやはりつくって、きちんとした指導をすべきであるというふうに思いました。健康推進課長は明確に今お答えになりませんでしたけれども、いわゆる保健師の数が原発事故の以前と比べてどうなのか。地域包括支援センターにいた保健師が1人、今村に戻ってきて1人増えたような形にはなっています。しかしながら、1人ばかり増えても、この事態に対応するほど人員的に余裕があるとは私は理解していない。そして、さらに言えば、この放射線リスク専門のアドバイザーを私は配置をすべきじゃないかというふうに思いますよ。そういうことを伺いながら平成23年度の決算の認定に入っていきたいと思うんですけども、いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お答えします。

今、福島県は言われたとおりの状況にありますね。これまでの通常業務以外にやることが山ほど出てきてしまった。そこで足りない分はということで、東京都がこの前テレビでやっていたけれども、派遣をしていただくとか、あるいは国家公務員が来るとかいろいろやっています。やっぱり私たちは本当にこれまで行革ということでやってきましたが、この特別事態に対してはどう対応するかということは、本当におっしゃられたとおりです。仕事が非常に増えている。やっぱりそれを正確にこなしていくというふうになりますと、ちょっとそういった体制についてはいろいろ考えなくちゃならない。ずっと考えていますけれどもね。それを恒常的にしていくのがどこで追いつけるのか。それが今回の対応の結果になると思います。よく考えて対応していきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。今考えていると、よく考えていくということの答弁を今いただいたんですけども、村長、もう事故から1年6か月経過してきているわけです。この1年と6か月の中で取り返しのならない事態を決してつくってはいけないと私は思うんですよ。ですから、今すぐに対応すべきだというふうに申し上げをして私の質疑を終わります。

○議長（鈴木宏始君） 10番白岩征治君。

○10番（白岩征治君） 10番。議案第56号「平成23年度西郷村歳入歳出決算の認定について」、質疑をさせていただきます。

決算書の1ページでございますが、総括で申し上げたいと思います。この中で税の不納欠損と収入未済額について課長にお伺いをいたします。平成23年度の一般会計の収入未済額は9億7,280万4,230円、不納欠損が2,058万3,887円あります。特別会計の国民健康保険特別会計が不納欠損で1,186万円、それから

収入未済額、滞納であります。2億4,726万8,122円。それから公共下水道事業特別会計の不納欠損額が9万4,400円、それから収入未済額が992万3,604円であります。それから農業集落排水事業特別会計が、これは不納欠損はございません。収入未済額として7,427万8,980円。それから介護保険事業特別会計が収入未済額は861万6,885円、それから不納欠損におきましては101万7,930円あります。それから後期高齢者特別会計、これまた始まって日が浅いわけですが、ここ4年の中で不納欠損額が79万4,800円、収入未済額が172万3,900円。合計で収入未済額が13億1,467万5,770円、大変莫大な滞納金であります。また、不納欠損におきましては、総額で一般会計と特別会計合わせますと3,435万1,927円あります。これらについて、私も再三これについては一般質問をやってまいりましたが、なかなか解消が思うようにいかない。今、税の収納班がいて一生懸命努力をしておりますが、なかなか税の収納については数字が上がってこないというのが現状でございますので、その点について課長はどのようなお考えをしているのか、お伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 税務課長。

○税務課長（金田昭二君） 10番白岩議員のご質疑にお答えします。

毎年多額の不納欠損、そして未収額を繰り越している現状でございます。特に平成23年度においては震災の影響がございまして、震災以後、家屋調査、被災調査等を実施しまして、その被災の程度によって収納の対応、それぞれの被災者に温かみのある収納というのを心がけて上半期については対応したところでございます。下半期になりまして、ある程度被災の修復等進んでまいりましたので、現状、震災前に戻った体制で収納の向上に努めてきたわけですが、やはり収納の現状を見ますと、震災以前から滞納のあった方については、それを引きずった形で震災後もなかなか収納額が上がらない状況が続いております。それ以前にも、ある程度困難であっても納付していただいていた方には、被災を受けられた後も定期的に納付していただいている現状があります。ですから、そういう継続的な、定期的に収納班のほうでも訪問して計画的に納付をお願いしている状況にありますので、それらを今後も引き続き続けてまいりたいというふうに考えております。

○議長（鈴木宏始君） 10番白岩征治君。

○10番（白岩征治君） 10番。これ年々税収が落ち込んでいる今状況であります。そしてまた、東日本大震災によって大変歳出のほうが大きく出ているわけですが、今現在、この予算書を見ますと、ほとんど放射能の除染の補助金のほうが大分ありまして、総体的には110億円の予算であります。この財政力指数などを見ますと本年度は0.88%、最高で一番よかった平成20年の不交付団体のときには、1.665という大変すばらしい数字が出ておりました。それから見ますと、もう半分の財政力になってきているということ踏まえたときに、この9億7,200万円ですか、それにこの不納欠損、これはもう来年度からはこの台帳には上がってこない。5年経過したものについてはもう投げってしまうと。大変本当にもっ

たくないような金を処理しているということで、本当に私、議員になってここ平成15年から今日まで、これについては随分いろいろ一般質問などで質問してきましたんですけども、なかなかこれが収納ができないというのが大変私は残念でございますので、その収納のやり方についてなど、ちょっと具体的にお示しをしていただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 税務課長。

○税務課長（金田昭二君） どのように収納の体制をとっているのかということですが、ただいま5年経過したら不納欠損処理するというものではありません。5年より前のものについても、差し押さえ等や納付誓約書によってその時効の中断をしておりますので、長い方ですともう10年以上前のものも計画的に納付していただいている、そういうこともございます。ですから、何もしないで5年の時効を待っているという形ではなくて、積極的に財産の差し押さえとか預金の差し押さえ等を行って、中断をさせた上で計画的に納付していただいているという状況でございます。また、不納欠損につきましては、大きく占めているのが固定資産税の不納欠損分でございます、その額については法人が所有する土地建物、現存していない法人等もございまして、そういうものについては、土地等がありますので課税せざるを得ないものですから、課税をした上で5年経過で落としているというその部分もございます。ですから、相手方がいる場合には、できるだけ交渉を継続的に行いながら進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 10番白岩征治君。

○10番（白岩征治君） 了解いたしました。それでは、次の質問をさせていただきます。特別会計の国民健康保険特別会計についてお聞きいたします。不納欠損額が1,186万円、それから収入未済額が2億4,726万8,122円となっておりますが、これらについての保険証の交付ですか、それらについては、この方については保険証の交付はどのようになっているのかお伺ひしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えします。

直近の国民健康保険証の切りかえが10月切りかえなものですから、今般保険証を送付いたしました。その中で短期証、短期証の中でも3か月の短期証、6か月の短期証、資格証明書を交付しております。その中で高校生以下につきましては、資格証明書の世帯でも6か月短期証を交付するというので、高校生までの児童の分については除いてございます。それで、短期証3か月につきましては、134世帯の300名、短期証6か月につきましては、82世帯の168名、資格証明書につきましては、64世帯の119人分で今般10月からの保険証を発行してございます。ただ、この大震災の被害者とか、あと滞納者でも分割とかということで税務課で納税相談をしていただいている方につきましては、最低限度の短期証を発行いたしまして、なるべく役場のほうとかに来ていただいて、納税相談をしていただいて定期的に納付してもらうようなことで、最低限の短期証は発行しております。まるっきり保険証を出さない

ということはございません。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 10番白岩征治君。

○10番（白岩征治君） この2億4,700万円の滞納についてであります。これは本当に保険制度というのは互助精神といって、かかる人がいて、かからない人がいて、うまくこの医療費が回っていくというのが本来のこの保険制度だと思います。それが話を聞きますと、主に若い人が納めていないと。おれはどうせ病気しないんだから納めていないと。そして、病気になって初めて全額医療費を取られてたまげて今度は保険証をつくってくださいというような経緯が今まであったようでございますが、それらについて、やはり若くてゴルフやったり立派な車に乗って歩いたりしている中で、やっぱり納めないということについての徴収の仕方ちょっと問題があるのではないかなというように私考えていますけれども。ただ、もう年とってなかなか後期高齢者の医療保険とか介護保険料を納められないという方に対しては、これはやはり行政も面倒を見るところもあります。ただ、悪質とか、そういうものに対してそれを認めるというようなことはやっぱり絶対やってはならないと、私はそのように思いますが、その点についてお考えをお示ししていただきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えします。

先ほど短期証、資格証明書の交付をお答えさせていただいたんですが、一番には短期証を交付することが目的じゃなくて、役場に来ていただいて納税相談をして、どうして納められないんだ、ほかにぜいたく品を持っているんだとか、そういうことを税務課の収納のほうで精査いただいて、毎月納付できる金額を継続的に納付するような形をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 10番白岩征治君。

○10番（白岩征治君） 大分この決算について随分長い時間やっております。あえて私のほうからもございませんが、まじめに納めていた納税者に対して、本当にずるくすれば納めなくたって済むんだというようなことをやはり村民に理解をしていただいて、本当に100%納入できるような仕組みをこれから考えていかないと、だんだんこれは厳しい状況になっているわけでございますので、その辺も各担当の課長さんらは大変でしょうけれども、ひとつお願いを申し上げまして私の質疑を終わります。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 議案第56号について質疑いたします。

平成23年度歳入歳出決算書総括についてでございます。まず、その前に鈴木監査委員についてでございますが、私の知る限りにおいて、鈴木監査委員は公平・公正、それに冷静に行政に対して向き合っていると。私は一部でしか見えないかもしれませんが、そのように考えております。それで、鈴木監査委員がここに書かれた意見書（一般総括）について大変重要なことが書かれておりました。全部指摘しますと時間

が過ぎてしまいますので、私の気になったことを二、三抜き取って説明をお聞きしたいと思っております。まず、意見書5ページ、ここに「予算管理及び不用額の抑制」とあります。ここが非常にびっくりしました。「歳入歳出予算執行に当たっては、年度計画等に沿い、鋭意執行管理しているものと思われるが、相変わらず不用額が多発しており、改善が見られない。今年度の予算不用額は全体で1億9,709万円であり、2億円近い予算を不用としている状況である。要因を調べ改善されたい」と、非常に重要なことが書いてありました。この件について執行側は答弁願います。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 1番鈴木議員のご質疑にお答えいたします。

確かに1億9,000万円というのは、不用額としてご指摘される場所ではございます。昨年は震災、それから放射能等で13次の補正までやったわけでございますが、かなり予算的にはつかめない部分もございまして、先ほど上田議員のほうから言いわけということでご指摘も受けましたが、そういう状況で予算の読めない部分かなりあったので、合計でそういった金額が不用額となっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 今答弁いただいた、災害で予想がつかないということですが、予算編成に当たっていまだにその増分主義といいますか、そういうのが念頭にあって、ここにある第4次行政改革大綱にも書いてありますけれども、「予算編成に当たって、各課はゼロベースで諸事業の必要性と有効性を再検討し、各レベルの査定においても既得権的な部分を廃し、真に必要な事業のみを予算に計上する慣行をつくります。行政には計画性が求められると同時に、厳しい環境変化に対応できないような硬直した事業計画に固執することは改善します。総合計画をベースとした事業を進めつつ柔軟な計画性を毎年度予算編成に取り込みます。」と書いてありますが、どうもその辺を忘れて執行している。私が平成13年度からこの決算書を見ていると、ほとんど変わらない状態になっております。これはそれが片方ではそういう言い方をしながら、常にその前年度を踏襲して行われている予算執行というか、予算案づくりをされているのかなと危惧しております。

それで、次にいきます。もう一つ気になったことは、意見書（一般）の8ページに「補助金・助成金等の見直しについて」とありますが、ここを全部読んでみます。というのは、ここで非常に重要な問題が2つありましたので、読ませていただきます。

「補助金は幅広く行政を推進するため、あるいは村民によるさまざまな活動が十分にできるよう、もって村民の福祉の向上を期してその目的に応じ、毎年多くの協議会、団体等に人件費分や活動資金等として支給されている。その活動内容には各々目的があり、妥当と認めるところであるが、」、この後です。「その補助内容及び補助額については、前年度踏襲的である場合も多く見られ、事業実績を評価・検証し、今後の補助についてさらに検討し、助成・補助の際には時流に応じた活動の有無や目的にふさわしい事業内容となっているかなど、細部にわたり十分に吟味することが肝要であ

る。また、必要と認められる場合には、西郷村補助金等の交付等に関する規則に沿って、所管課による事務検査の実施も必要であると思われる。また、その審査方法と実績の評価方法についても、妥当であるかどうか補助のあり方と評価方法の再構築に努められたい。また、一部の政策的に設立された協議会等の補助について、補助団体が行うべき事務を所管課が行っているが、この処理は甚だ疑問である。執行側による補助権限の執行と補助金申請者である補助団体の運営事務が同一となっており、補助金の監査機能が働いていないと言える。」。ここが問題なんですね。「西郷村補助金等の交付に関する規則によれば、執行事務者は補助団体に対する調査権が与えられているのである。積極的に活用されたい。」。これはですね、監査委員は2年にわたって同じことを書いているんです。平成22年度もこのことを書いております。なぜ平成23年度も同じ文章を書いたか。それには監査委員の思い入れがこの中には入っていて、まず、「前年度踏襲的」と、あと「所管課による事務検査の実施」、これが行われていない。それに、次に問題なのは、「補助金の監査機能が働いていない」、こういう指摘をされても全然読んでいなかったということだと思うんです、同じことを書いているということは。ですから、平成22年度に書いて平成23年度に同じことを書いたということは、この部分が全然履行されていなかった。それを正確に監査委員は指摘されたと思うんです。いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

確かに補助の種類、それから金額等は毎年あまり変化のない状況で推移しているかと思えます。各課のほうでも所管の補助団体は一応審査していることと思えますが、例年どおりの事業内容ですと大体の金額、おおむねの金額というのはそれほど変わらないのかなと。そういうこともございまして、補助金は同じような推移で来ているのかなと思っております。なお、ご指摘のとおり、評価も必要ですので、その辺も企画調整課のほうと今組織づくりを始めたところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 1番、ちょっと待ってください。休憩にしますから。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後3時40分まで休憩いたします。

（午後3時21分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後3時40分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き、議案第56号に対する質疑を続行いたします。

1番鈴木勝久君の質疑を許します。1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 私も去年までPTAの委員をやっておりましたので、協議体その他会議に参加しておりましたが、内容的には参加する協議会、団体等は必要であるから存在していると思いますけれども、その内容が意外とマンネリ化してまいりまして、

ただ会議をとるか協議会を開いていると、そういう状態の協議会、団体等もございましたので、その辺を精査して、ここに書いてあるように審査の方法とか実績評価方法などを加味しながら、そういう協議会、団体等を見ていただけないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 各協議会等に関しましては、内容を再度精査するよう所管課に指示したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 続きまして、その後半の部分ですけれども、所管課が補助金申請者である補助団体の運営事務が同一となっておりますと言っておりますが、これはどういうことなんでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

今現在、その担当課におきまして所管する協議会等、補助団体等の事務を処理している形になっている協議会等もございますので、そういった状況を言ったものかと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） その辺も精査して監視機能、これがすべての団体等に機能すべきよう改善を私からも求めたいと思っております。以上を踏まえまして、ここには相当の数で総括されております。これを踏まえまして、すべてのことに吟味しまして大変貴重な意見だと思っておりますので、精査して次につなげられるかお聞きしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

ぜひともそういう形で進めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 貴重な意見です。私も拝聴して大変細部にわたって、でも温かみを持って、西郷村のために公正な立場で監査委員が意見を述べられていると私は読んでおりました。ぜひこの監査の意見書を踏まえて次年度に続けていただきたいと思えます。

以上で質疑を終わります。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君の質疑は終了しました。

15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 15番。議案第56号に対しまして質疑をいたしたいと思えます。

先ほど10番議員が質疑されましたが、まさに納税、滞納、未納、そういったことにつきましても、非常にゆゆしき問題ではあります、その納税者の身になれば、やはり私は払いたくても払えない、また、さまざまな諸事情によって納税できない方々

も多いと思うんです。しかしながら、その収納事務をしっかりしろ、そしてまた収納人員を増やして、昨年でもですね、それで収納を促進してきた。しかし、その集めたお金が本当に正しく使われているのか。そして村民に対してきちんと説明責任が果たせるだけの監査をしながら執行してきたのかということが、私はまた一番の問題ではなからうかと思えます。一般会計につきましても歳入で104億円ほどですね。歳出で94億円で、昨年度に比較して歳入が25億円ほど増えた。歳出が18億1,000万円ほど増えたというようなことで、非常に黒字決算だということを言っているけれどもということで、今回監査委員のご指摘があります。監査委員は、実質収支比率について6億1,734万円となった。しかし、多額の黒字決算としてはいるけれども、実際の財政状態とは大きく乖離しているんだというふうに言っております。これは私も専門家ではないから、どこまで詳しくかこの決算内容についてわかりませんが、こういった監査の専門家が言われることはまさにこのとおりではないかと思えます。

そういう中で、村の財政につきましては、いわゆる行政については、最少の経費で最大のサービスを提供することが課題だということ。そしてまた、今後も行財政改革を常に意識して、村民のニーズに的確に対応できる行政運営を進めていくことが求められているという監査委員からのご指導もありました。そして、昨年度の決算内容について、私が一番危惧したのはこの経常収支比率でございます。この経常収支比率が平成22年度で85.6%、平成23年度が95.6%になっているんですね。それで、村の村税収入につきましては、いわゆる地方交付税の不交付団体になった平成20年度ですか、最も財政状況がよかったときに村税収入は約60億円ぐらいあった。それで実際に経常収支比率も100%を超えたということになっておりまして、地方交付税が不交付団体になってきたんだと言っています。総務課長、事務的に伺いますが、平成22年度の経常収支比率85.6%、平成23年度95.6%という数字、これは事務的に見てどのような数字であるか、まずお答え願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 佐藤議員のご質疑にお答えいたします。

経常収支比率は、財政の弾力性を示す数字でございますので、95%というのは通常の絶対必要な経費の割合でございます。例えば人件費とか扶助費とかそういったものの割合を示す数字でございますので、残り5%が言ってみれば自由に使える予算という意味合いの数字でございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） そういう答弁しかできないんですかね。あなたの勉強にして、財政課長になれば必ず勉強していると思うんですけれども、我々も以前から聞いているのは、やはり健全財政であれば経常収支比率は75%ぐらいに抑えている。80%を超えるとイエローですよ、90%を超えるとレッドですよ、私はこのように伺っているんですが、違うんですか。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） はい、そういう数字でございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） ということで、結局西郷村が、信越半導体が平成20年前後にいわゆる2,000億円の設備投資をして固定資産の減価償却費、これがもう数十億円入ってきたと。そういうのはまた夢の夢で、これからはまず考えられない。それもせいぜい3年ぐらいで減価償却が終わってしまって、これももう見込めない状況ですね。そういう中で経常収支比率が95.6%。私は村議会議員、今回7期になりますが、初めてこの数字を目にしました。菊地村長の時代はこんな数字はなかったですね。そういう財政が厳しい中、この村の最少の経費で最大の効果を上げるというその行財政運営の目標について、私は今あまりにも村の行財政運営がずさんであると言わざるを得ないことを感じております。

その中で、もうお気づきの点だと思うんですが、いわゆる西郷観光株式会社に対する指定管理委託料、あのちゃぼランドと家族旅行村の問題でございます。これは長年にわたって村の大きな決断を要して、やっぱり行財政運営を進める上でどうしても無駄を省く、効率いい行財政運営をするためには改革が必要だったわけなんです。それで、ちなみにちゃぼランドの指定管理料だけでも現在まででも10億円を超えているんですね。建設費が十五、六億円ですから、もう二十五、六億円、30億円に近い投資をしているんです、村財政で。そしてこの家族旅行村、キョロロン村のほう、じゃこちらは幾らなんだと。平成元年から現在までの間に総額で3億8,581万7,022円、これが平成元年から平成24年度までのいわゆる指定管理料の総額でございます。村の一般会計、皆さんの、また私たちの貴重な税金をこの西郷観光株式会社のキョロロン村のほうだけに3億8,500万円投資しているんです。

このお金が本当に必要なのか、正しく使われているかということについて、3月定例議会ではいわゆる特別委員会をつくって精査をしてきたと。結果として、特別委員会では西郷観光株式会社に西郷村が指定管理として委託をしている業務の仕様書、これに沿ったものをほとんどやっていなかったと。買うべき肥料、除草剤、そういったものを一切買わないで、それを会社の利益として使っていました。そしてまた、西郷村のほうにはそれを買って、除草剤をまいて肥料をまいて正しくやってきましたという報告をしましたということを行っているんですし、それをまた西郷村も長年にわたってそれを認めてきた。しかしですよ、先日、西郷村の商工観光課の課長が西郷観光株式会社の社長に聞き取りにまいりました。そのときに社長がどのような回答をしたかといいますと、例えば除草と施肥だけでも年間85万円ぐらいあるんですね。これは肥料を散布すると芝と雑草の伸びが早くて、刈り込む回数が仕様書に記載してある回数、年5回を大きく上回ることになるため、散布しなかったと言っているんですね。やっていなかったと認めているんです。そして、除草剤についても、これは子どもたちが遊ぶ場所のため、芝生広場へは散布をしないで常にねころぼ広場周り、駐車場等に使っていたと言っているんですね。それも正直言って1万円とか、全く買っていない年もありましたけれども、これで2つ合わせて85万円、全くやっていなかった。

やっていないだけならまだいいんだけど、それをやりましたというその報告書を村に上げて請求して、それを会社の収入にしてそれを使っていたんです。これ村民の税金、私の税金です。私も払っていますから。

そして、このいわゆる業務報告書を西郷観光観光株式会社が村に出す上で、なぜその間違った報告をしたかと聞いたならば、社長が言うには、作業日誌を記帳する習慣がなかったために計算できず、収支報告書が弊害になり、偽りの記載をしていたと。大体村の仕事を請け負って作業をするのに写真も撮らない、日報も書かないでいる会社なんてあり得ないし、これが指定管理者というのは、村のいわゆる税金も入館料もすべて収納できる立場なんですね、会社が。そういう会社がこういう作業日誌もつけないで請求書を書いていたという。そしてあげくにですよ、いわゆる写真の使い回し、現場写真がなかったから、仕事をやっていなかったから写真がなかったと、どうすっぺとなったときに社長が言っているんです。退職した上司に相談した結果、前年使用した写真を使い回したと言うんですね。これをずっと繰り返していた。そして、村は先ほど言った指定管理料、いわゆる年間1,400万円前後の金を平気で出していた。ここでまた問題になってくるのが、その指定管理でお願いしているのがだれだということ、西郷村長、佐藤正博なんです。そして、その受託をしたのがだれだということ、西郷観光株式会社代表取締役、佐藤正博なんです。都合のいいように自分たちでそれをやっていたんですね。

ここで私は、今年の6月定例議会で議会代表の監査委員を満場一致で選出しました。私はこの徳田監査委員については期待をいたしておりまして、また、この家族旅行村のいわゆる調査特別委員会の副委員長でもあります。そして、この元社員の方々の本当に涙ぐましい、「本当に悔しいですね。首になった。セクハラを受けた、パワハラを受けたという中でやめた」とはっきり申しています。それを徳田監査委員は聞いているんです。そして写真もパフォーマンスでやってくれと言うから、私は写真のときにパフォーマンスしましたと認めているんです。それを徳田監査委員はわかっているんです。だから、私は少なくとも徳田監査委員ぐらいはこの不明朗な、いわゆる村の公金を詐取するようなことがあったのは知っているわけですから、当然監査委員としてそれなりの職務を果たしてくれると私は期待しておったんですが、この9月定例議会になっても、今回の成果調書を見ても全くそのことが入っていない。この成果調書を見ると、成果調書の中には代表監査委員の鈴木光明氏と西郷村監査委員の徳田進さんの名前が入っています。ここで、議会ですから議会選出の監査委員であります徳田監査委員にお伺いします。この問題について、監査委員として本当に全力でその職務を果たしてきたのかどうか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 監査委員、徳田進君。

○監査委員（徳田 進君） 佐藤議員にお答えいたします。

ただいまのご指摘でございますが、我々監査委員といたしましては、例月出納検査、定期監査及び決算審査において、提出された帳簿等によりその正確性を監査しているところでありまして。また、工事や委託料についても、定期監査において地方自治法ま

たは村財務規則等により整理されているか、金額は正確かなど常に監査を実施しているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） それでは、監査委員にお伺いします。今回私がお指摘した件について、これは地方自治法、財務規則、そういったことについて適法に行われていたんですか。

○議長（鈴木宏始君） 監査委員、徳田進君。

○監査委員（徳田 進君） 例月出納検査というのは毎月提出されます。そういったことに関して、まず例月出納検査からやる。そして、その執行状況に関してどうかということに関して、定期監査というのを行います。その時点において、その執行状況がどうだったかということで、その執行率はどうかということに関して監査するわけでございます。そして、最終的にはこの決算審査ということで皆さんのほうに、この議会に提出するわけでございますが、その点に関して本当に事細かく我々の目の行き届かないところがあったとすれば、監査委員としてそれは申しわけないと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 全く答弁になっていないですね。申しわけないですじゃなくて、いわゆるこの支出行為、西郷観光株式会社に指定管理者として村が指定管理しているんです。そうですね。そこにその指定管理者から請求を受けたお金を毎月毎月お支払いしているんです。これが適法に支出されていましてかということなんです。それをお聞きしているんです。

○議長（鈴木宏始君） 監査委員、徳田進君。

○監査委員（徳田 進君） その指定管理料に関しては、当然3月の議会において、当初ですからね、その予算を皆さんから議決をもらわないとこれは当然執行できないですね。そして、それに関して我々は監査委員でございますから、それがどう使われたかということに関しては、先ほど私が申し上げたとおりでございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） まず、全く監査委員として真摯に、私じゃないですよ、村民の方々が聞いたときにそれで納得できますか。納得してもらおうと思っておりますか。徳田議員。

○議長（鈴木宏始君） 監査委員、徳田進君。

○監査委員（徳田 進君） 3月の議会で年度の承認は議会がしますね。それによって9月の決算審査ですから、その時点において認定というようなことになりますね。それでもって、今までどういうふうな指定管理料をお支払いしたかと。そういうことは議会で認めて、それでもってよろしいというようなことでもってその予算の執行をしたと。私は監査委員の立場上、皆さんの議決権を最大に優先してそれで決まったということで、それでもって執行したというふうに理解しております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 余りにもレベル低過ぎて、質疑するのももう迷っちゃいますね。

だって、議会で議決したからそれがそれでいいのなら、決算認定も要らないでしょう。監査委員も要らないんじゃないですか。（不規則発言あり）いわゆる西郷村議会が予算案を議決をして、それが正しく使われて成果が上がったかどうかということ、我々じゃなくてあなた方が請求書、領収証、事業報告を聞いて、それが正しかったかどうか判断するためにあなたがいるんですよ。あなた役目を間違っていないか。例えば徳田監査委員にお伺いいたしますが、あなたは6月定例議会で選出される前の前回の議員の任期中は監査委員でしたよね。ずっとこの問題についても携わってきたんです。昨日、今日じゃないんです。長年携わってきた。ところが、一切これにさわらなかった。そして、例えば監査委員にお伺いしますけれども、地方自治法の第198条の3、あなたはこの条文について知っていますか。

○議長（鈴木宏始君） 監査委員、徳田進君。（不規則発言あり）はい。

○15番（佐藤富男君） 時間がもったいないですから、私が話しします。こんなことはね、監査委員ね、あなたが監査委員になったときに真っ先に覚えなきゃならないイロハですよ。地方自治法の第198条の3というのは、「監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査をしなければならない。」ということ。こんなことは聞かれるまでもなく覚えておくべきでしょう、長年監査委員やって。じゃ、改めてまたお伺いしますが、西郷村の監査基準第2条、わかりますか。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） これが実態なんです、西郷村の監査委員の。いいですか。西郷村の監査基準というのは、監査委員がまず最初に勉強しなきゃならない第1番目のことなんです。これがわかって初めて監査ができるんです。それをわからないで監査していたんですか。いいですか。西郷村監査基準第2条は、「監査委員は、公正で合理的かつ能率的な村の行政運営確保のため、違法、不当の指摘にとどまらず、指導に重点を置いて監査等を実施し、もって村行財政の適法性、効率性、有用性の増進に努めるものとする。」となっているんです。あなたが、いいですか。村のお金を最少の経費で最大の効果を上げるように、また、法律に違反しているものがないか。村の、例えば今回の場合は協定書ですね。また、仕様書について違反しているものがないか、それを監査しなきゃならないんです。そのことを全くやっていなかったということなんです。そして、いいですか。また西郷村監査基準の第4条にこうあるんですね。「監査委員は、村の財産管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有し、その職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査等を実施しなければならない。」あくまでも村長を守るんじゃないんです。いいですか。村民の大切な血税、先ほど10番議員が言ったけれども、あそこまで収納、収納、収納と言って集めてくる、なけなしの金で税金を払っている納税者、その方々に対する責任を果たすためにあなたがいるんです。そのお金を間違いなく、地方自治法上どおりにそういった法律にのっとってやっているかどうかということをするために、あなたがいるんですよ。それをあなたは放棄しているんです。こんなことすらもわからない

で監査しているんです。これは論外なんですね。例えば、今度は総務課長にお伺いします。いいですか。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 監査委員、徳田進君。

○監査委員（徳田 進君） 決して我々監査委員ね、先ほどから何回も申しますけれども、その時点において各課の取りまとめの計数的な問題がございます。事業の内容もございます。そういったものが上がってきた時点において、我々はその時点において当然監査していますよ、それは。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） それではね、いいですか、監査委員。あなたはそう言っていますけれども、あなたもこの「議員必携」って持っていますよね。この中に地方自治法という法律が入っているでしょう。その中に監査委員という、いわゆる監査委員の問題についても入っていますよね。いいですか。この中に地方自治法の第199条の5ですね。監査委員は、「必要があると認めるときは、いつでも第一項の規定による監査をすることができる。」となっているんです。できるんですよ、いつだって。いいですか。今、上がってくるとか、ただ執行部任せじゃなくて。それで、監査委員は、必要があると認めるとき、また、村が財政的援助を与えているもの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することもできると。そして、当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づく、いわゆる西郷観光株式会社ですね、あのちゃぼランドとかキョロロン村の公の施設の管理を行わせているものについても、また同様とするとなっている。ということは、特別委員会の副委員長として、明らかにああいう内部告発的なものがあって、明らかに不正がわかったと。わかっていながらあなたは3か月間、何もしていなかったんですよ。必要があればあなたはできたんですよ、これ。ただやらなかっただけなんです、あなたが。それで本当に村民の皆様が監査委員としての職責が果たせますか。果たしているんですかと。

そしてね、全くずさんなんですけれども、これは総務課長にまた私お伺いしますね。村長もこれ関係ありますから、ちょっと村長にも聞いていただきたいんですが、西郷村監査委員で、以前、西郷村の監査委員でありました須藤正一さん、西郷村議会議員であり、議会選出の須藤正一さんです。村の監査委員がこともあろうにですよ、西郷観光株式会社の監査役も兼務していたんですよ。平成14年か平成15年頃。これは法律的にできるんですか。総務課長。兼務できますか。

（「議長、議事進行について」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 議事進行について議長に申し上げます。今、佐藤富男議員は非常に大事なところを質疑しておるんですから、この時間というものは大切な時間がございますので、議長において答弁者が答弁できないでいる時間を確保されることを望みます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 承知しました。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

（午後4時16分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後4時16分）

◎会議時間延長の議決

○議長（鈴木宏始君） ここでおはかりいたします。

議事日程について、本日の会議を午後7時まで延長したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議を午後7時まで延長いたします。

◎議案第56号に対する質疑（続行）

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） まず、今の村長も関係あるという話で、もちろん関係あります。一番関係ありますので、私から答えます。

まず、今、須藤社長が監査委員としてダブっていたということでちょっと確認できませんので、それは後で調べたいと思います。それから、まず今回の決算については監査委員の監査意見書をつけて、そして議会に提出いたしました。その説明については過日3日間、あるいはこの特別委員会のことについてもお話しありましたので、推移をよく思い返していこうと思っています。なぜかという、今日の決算の質疑の中でもずっと前の話から出ていましたよね。私、村長が社長をやっているとき、それから今の須藤社長にかわった時点、今一緒に話をしています。もちろん関係あるからいいんですけども。1つは、やっぱりこの第244条の公の施設の管理については、法律変わりましたね。これは指定管理者という制度ができて、その前のやつは委託です。それはそういうやり方できた。1つはやっぱり今回この特別委員会の中の監査結果がこの前出されて、委員長が最初に説明ありましたね。そのときに村長にということで話がありました。何と書いてあったか。1番から4番まで町村会の話聞いたということで……（不規則発言あり）いや、それはいいですけども、（不規則発言あり）じゃ、消してください。止めてもらっていいです。今言われたとおり、いいですから。別な仕事をやるんだから。（不規則発言あり）いや、関連しますので、ちゃんと説明しておきたい。（不規則発言あり）説明したいんですけども、なかなかチャンスがない。（不規則発言あり）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

（午後4時19分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後４時２１分）

○議長（鈴木宏始君） 総務課長、答弁は。（不規則発言あり）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

（午後４時２１分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後４時２４分）

○議長（鈴木宏始君） ただいま議会運営委員長と協議をした結果、この休議の間に議運を開催したほうがいいのではないかとこのうふなことがございますので、ここで暫時休憩をして議会運営委員会を要請します。議運長、よろしくお願いいたします。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午後４時２４分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後４時３６分）

○議長（鈴木宏始君） ただいま休議中に議会運営委員会を開催いたしましたので、以下のような答申をいただきましたので、よろしくお願いいたします。

会議規則により、質疑は１人６０分以内となっているため、答弁者は簡潔明瞭に答え、質疑者の趣旨に沿った形で答弁をしていただくということの答申をいただきましたので、十分にこの辺をご理解の上、ご答弁いただくようお願いいたします。

それでは、質疑を続行いたします。

総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 質疑にお答えいたします。

「普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定める者を除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。」という規定になっておりますので、西郷観光株式会社のほうは監査役ができないこととなります。

○議長（鈴木宏始君） １５番佐藤富男君。

○１５番（佐藤富男君） そのとおりなんです。今総務課長は条文を言わなかったですね。これは地方自治法の第１８０条の５の６です。これであっているんですね。ましてや当時、須藤正一西郷村監査委員は、西郷観光株式会社の常勤監査役なんです。常勤ということは、常に営業中には監査をできる体制になくちゃならなかったんです。これは会社法で定まっているんですね。それを村会議員をやりながら、村の監査委員を

やりながら、出来もしないその常勤監査役をやっていた。それで結局、会社の社長が村長なんです。そして、いいですか。それがいい悪いは別として、もう本当に法律違反をやっているんですよ。違反をやっているがなぜその方はできたかと。いいですか。それはずぶずぶなんです。村長も監査委員もみんながずぶずぶで、いいわ、いいわでやってきたんです。例えば平成21年11月9日ですよ。これ西郷観光株式会社代表取締役社長の須藤正一さん、そして西郷村長の佐藤正博村長、有賀悌三さん、鈴木邦・監査役、草野好夫監査役、西郷村から天下った星房利支配人、そして西郷観光株式会社の社員2人、それと村の担当する、その監視をする、原発でいえば規制委員じゃないけれども、そういった規制してそれを正しく指導しなきゃならない立場の商工観光課長と、当時の建設課長がいなかったということで主幹がこの西郷観光株式会社の役員研修会に参加しているんです。何しに行ったんですか。調べてみれば大分県の九重町に行つてつり橋を見てきたというんですね。かかった費用が1人13万2,900円、2人だから24万5,800円ですか、村の税金から出ているんです。そして、そういうずぶずぶになっちゃいけない会社の社員と一緒に大分県まで2泊3日で旅行に行っているんですよ。そして、やっていることといえば、うその業務報告をもってはい、はいと言って向こうに支払っている。やってもいないことについても払っている。これを私ちょっと見ただけでも恐らく数千万円になりますね、私の計算では。数千万円の金を西郷観光株式会社へ指定管理で無駄な金を出しているんですよ。

だから、村の監査委員がこの問題についてしっかり調べなかつたら、村民に対してだれが責任をとるんですかということです。村長はそのお金を使う側であり、出す側なんです。だめなんです。第三者でなければ正しい精査はできないんですよ。だから村の監査委員、ましてや議会を代表する監査委員がこの調査特別委員会の副委員長なんだから、当然この問題については一生懸命やるだろうと期待していた。ところが一切さわらない。臭いものにふたをする。これで本当に正しい行財政運営ができるんですかということですよ。村の行政が正しく運営されているんですか。監査委員までもそうやってずぶずぶになっていて。例えば、それでは徳田監査委員にお伺いしますが、平成21年当時、あなたは監査委員だった。そのときに西郷観光株式会社の社長が業務報告を出しました。そのときの除草費と施肥のいわゆる請求金額、それは仕様書に沿った請求金額と合っていますか。確認してください。あともう1点。積算見積もり、一般管理費を取っていて、またその一般管理を含めた金額にまた一般管理費を含めて積算しているんですよ。これ正しい計算ですか。含めて徳田監査委員、答弁お願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 監査委員、徳田進君。（不規則発言あり）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午後4時43分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後4時45分）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後5時5分まで暫時休憩します。

（午後4時45分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後5時04分）

○議長（鈴木宏始君） 先ほど総務課長の答弁で訂正したい箇所があるとの発言を求められておりますので、これを許します。総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 先ほど地方自治法の規定を第180条の5第6項というところで規定を読み上げましたが、括弧書きの中で「当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定める者を除く。」という内容の括弧書きがございまして、その政令のほうなんですけれども、地方自治法施行令第133条で地方公共団体の委員が取締役等を兼ねることができる法人の規定がございまして、この規定の中で、「地方自治法第180条の5第6項に規定する当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人とする。」という規定になっておりますので、これは両方の役員を兼ねることが施行令のほうでできることとなりますので、よろしくお願いたします。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） その件について、私も十分勉強しました。そうすると、西郷観光株式会社の総株数と金額、西郷村の保有している株のパーセンテージと金額をここでお示してください。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

当時の出資株数ではございません。平成24年3月現在の株数ですが、発行の株式の総数が2万4,000株、それから発行済み株式総数として5,954株となっておりますが、そのうち西郷村の持ち株数は1,000株、16.8%でございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） そうすると2分の1になるんですか。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

2分の1にはなりません。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 何を言いたいんですか、そうすると、2分の1にならなかつたら兼務できないでしょう。それは私も知っていますよ。県が例えば福島テレビとか、そういう会社に今出資していますよ。その中でそれ相当の株があるから、議会から監

査委員が行っています。西郷村は16.8%でしょう、保有株は。5,954株だ。当時なんかもっと少なかったでしょう。6.8%か6%しかなかったな。だめなんです、これ実際。それでね、これちょっと暫時休議お願いします。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午後5時09分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後5時10分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き、議案第56号に対する質疑を続行いたします。
15番佐藤富男君の質疑を許します。

○15番（佐藤富男君） だから、これ実際に地方自治法第180条5の6に抵触しちゃって、これはもうできないんです。そして、ましてやあの方は西郷観光株式会社の常勤取締役なんです。常勤ということは、いつでも営業中には監査をできる体制になくちゃならないという決めがあって、これは会社法で決まっているんです。その方が西郷村の監査委員であり村議会議員、これ議会の開会中はどうするんですか。本当はそのものすらも会社法違反なんですよ。罰則はないけれども。そういうふうにはずばずばなことをやってきて、そういう自治法も法律も条例も全く無視して、もう本当に無法地帯でこの西郷観光株式会社が経営されているんですよ。そして、税金が毎年毎年1,300万円、1,400万円投入されているんですよ。だから私は問題だと言っているんです。私だって苦しい中、税金を払っていますよ。監査委員は監査委員でそんなことがわからない。臭いものにふたをする。先ほどある議員が、これはやっぱり村長の身分も場合によってはやはり懲戒に値するだろう。職員も値するだろう。また、場合によっては西郷観光株式会社の指定管理の取り消しもある。だから注意深く、これはここで頭だけじゃなくて、しっかりと100条委員会をつくって、そして中を精査しようということで署名をお願いに行ったら、徳田監査委員は断ったというんです。じゃ徳田監査委員は何をやったんですか、今までこの問題に対して。責任を持てることをやったんですか。

そういうでたらめをやって、担当課長と役員が観光旅行に行ってお金を使って、そして青ければいいんだ。芝生が青ければいい。もちろん芝生はどこだって草を刈って青くなりますよ。芝生を例えば除草剤をまけば、それなりの草はなくなって芝生だけが伸びてくる。除草剤をまいたら危ないから、その分は閉鎖をして3分の1ずつやって子どもが入れないようにすればできるんです、そんなことは、やろうと思えば。そういう子どもだましのこういう聞き取りの言いわけを言って、村の税金を食いつぶしている。これ見逃せますか。これをふたをしようとしているのが徳田監査委員なんですよ。監査委員でなければいい。監査委員として村民から議会から負託を受けた監査委員が、この問題をどうして調べないんですか、調べようとしませんか。先ほど言ったけれども、いいですか、2分の1がどうだって。村長はね、これかなり昔、

私の質問に答えているんだ。西郷観光株式会社は、旧地方自治法第244条の2の第3項による委託じゃないと言っているんです。あくまでも自立行為だからこれは民間にでも委託できると言っているんですよ。村長は認めているんです、議会の答弁で。だから、私は感情じゃないんです。地方自治法上、財務規則上、条例上、議会としての職務からすれば当然この問題は問題としてやらなきゃならないし、村民に対してそのために私は議会議員として来ているんじゃないですか。税金が正しく使われて違法なことはないか、最少の経費で最大の効果が上がっているかということを監視するために我々は議会に来ているんじゃないですか。そしてまた、こういう決算認定のときにきちんとそういうものを精査して、村民にきちんと報告できるということのために我々は来ている。それが監査委員が職務放棄して、ましてや基本的な条例、監査基準もわからない、答弁できない。こんなことで本当に村政運営は大丈夫なんでしょうか。先ほど私、監査委員に質問しました。その問題についての答弁をお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 監査委員、徳田進君。

○監査委員（徳田 進君） 佐藤議員の質疑にお答えいたします。

会計室の伝票関係を中心に、監査は例月出納検査、定期監査及び決算審査等、地方自治法、地方自治法施行令、さらに村財務規則にのっとり事務を執行しているか監査してきたわけでありますが、細かいところに目の届かないところがあったことに対しては、まことに申しわけないと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 私が質問した問題に対する答弁はどうなんですか。

○議長（鈴木宏始君） 監査委員、徳田進君。

○監査委員（徳田 進君） 監査委員として、先ほど申しましたとおり、伝票として上がってきたというふうなところの監査ということで、ご理解していただきたいと思いません。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 答弁になっていないですよ。それは昨日、私確認したんです。担当課のほうに、間違っているだろうと。そして間違いですとはっきり認めているんですよ。そういう要目を出しているんです。私、監査委員じゃないですよ。監査委員、年間報酬幾らもらっていますか。

○議長（鈴木宏始君） 監査委員、徳田進君。

○監査委員（徳田 進君） 年間19万円じゃないですか。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 村民のそういう貴重な税金の中から19万円いただいているんです。当然その職務は全力で果たさなきゃならないでしょう。全く果たしていないでしょう。そして調査をするための100条委員会も反対する。監査もやらない。これで本当に村の行政って正しいんでしょうか。例えば観光課長、ちょっと申しわけないですがお聞きします。聞き取りにおいて、写真の使い回しをやってうその報告を出した。そのときに上司の指導によってやりましたと言っているんですね。この上司って

だれなんですか。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡辺文雄君） 佐藤議員の質疑にお答えいたします。

そのときの上司は、名前言っちゃってもいいんですかね。（不規則発言あり）高橋さんです。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） とんでもない方ですよ、これ。不正を指導したんですから。

そして、すべてその報告も全部このようにやりなさいと指導したんじゃないですか。これ何年前なんでしょうかね、高橋さんといったら。そうすると、高橋さんが例えば村の支配人的なものをやられていた期間、これ平成10年から11年、12年、13年、4年間やったんですか。4年間この不正を働いていたわけですよ、ある意味で言うと、平成10年頃から。そう疑われてもしようがないんじゃないですか。自分がそのようにやってきたから指導したんでしょうから。だから、もうこの西郷観光株式会社の問題については、ここで私が一般質問を終えて、はい、これでちゃんちゃんということで終わっていいんでしょうか。これで終わったら、村民は議会議員のことも怒るし、村長、執行部のほうも怒るんじゃないですか。監査委員に対しても不満が出てくるんじゃないですか。税金を払いたくない。私はもう税金払いたくないです、こんなことばかりやっているのなら。それで観光課長、ちょっとお伺いしたいんですけども、平成24年度の指定管理者として申請したときの人事、村に報告をした人事の方が現在2名ほど全く欠けているんですが、この方がいないときに、それについてはきちんと村のほうに報告されていますか。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡辺文雄君） 佐藤議員の質疑にお答えいたします。

指定管理の申請は、平成23年12月27日に指定管理の申請をしてあります。それから平成24年4月20日、ここで体制が変わりまして、そこで報告してあります。また、平成24年9月1日、また体制が変わりましたので、また平成24年9月1日に報告してあります。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） ということは、選定委員会で認めた申請内容と異なってきた場合には、その選定委員会にご報告する必要はないんでしょうか。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡辺文雄君） 指定管理については、この内容が変わった場合は常時こちらへ連絡あるようにはなっていますけれども、指定管理委員会のほうには必要ないと思いますけれども。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 必要ないかあるかは、当然本来であれば審査をされて、こうい

うことならいいでしょうと、この人なら間違いないでしょうということで審査して指定管理したわけですから、それをいいでしょうという言葉は、私は問題あると思います。やはりそれは選定委員会にそういった通達をして、こうなりましたという事後承認的なものも当然受けるべきだと私は思います。ただ、課長がそう言うのであれば、その問題についてはとりあえずご指摘だけはしておきます。徳田監査委員にちょっとお伺いしますが、先ほど申し上げましたように、地方自治法第180条の5の6のように、結局そのような違法行為を西郷村が認めてきた、地方自治法上、違法行為を認めてきたことについて、監査委員としてどのような所見をお持ちですか。

○議長（鈴木宏始君） 監査委員、徳田進君。

○監査委員（徳田 進君） お答えします。

報告書のでたらめの件ということでございますが、先ほども申し上げましたとおり、例月出納検査、定期監査及び決算審査において、提出された帳簿等によりその正確性を監査しています。また、工事や委託料についても、定期監査において地方自治法または村財務規則等にのっとり整理されているか、金額は適正かなど常に監査を実施しているところであります。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） まあ全く、もう本当に笑っちゃいますね。答弁になっていないですね。その程度なんですよ、本当に。それともしらばっくれているんですかね。本当に私情けないです。これが西郷村の議会を代表する監査委員。恥ずかしいです、正直言って。それで、この問題についてはもう十分に、まだまだいっぱいありますが、もうこれだけでいかに西郷観光株式会社と村長と現社長と監査委員と、みんながずぶずぶになっておいしい汁を吸ってきたのかと思われてもやむを得ない状況がはっきりしたと思うんです。だから、この問題について監査委員が頼りにならないということであれば、もう我々議会が立ち上がって、100条委員会で調査をして村民にきちんとしなきゃならない。そのとき監査委員がそれを傍観しているのであれば、徳田議員は当然、やはり傍観しているのであれば職務放棄ですから、監査委員をみずから辞すべきだと思うんですが、いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 監査委員、徳田進君。

○監査委員（徳田 進君） 私もですね、監査委員という立場は、一応任命権者は村長でありますので、その辺等ご相談したいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） これ以上話ししてももう話にならないですから、この問題についてはまた別箇の形できちんと対応したいと思います。それで最後に、時間があと6分しかないんですが、1つ教育長にお伺いしたい。村民プールの件です。昨年6月の定例議会で1,500万円の実施設計を組みました。それで、10月にまた設計変更しました。6月の段階でその実施設計をするというと、きちんとした建設の資金の裏づけ、工事資金の裏づけがあったんでしょうか。（不規則発言あり）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午後5時27分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後5時30分）

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 佐藤議員のご質疑にお答えいたします。

平成23年6月補正で1,500万円の設計を議決していただいています。その後、9月になりまして設計の変更等をいたしましたということでございます。9月、1月ですね、変更等ありました。12月に復興交付金のお話がありまして、このときに復興交付金という有利なものがあったものですから、それをというようなことを考えていました。それで、後々復興交付金はだめになるんですが、並行して文科省の3分の1の補助、このことを想定しておりました。その後になるんですが、復興交付金がだめになるそのときに浄水型ということで、全員協議会等でも申し上げましたとおり、そちらのというふうになった経緯で来たところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） それではお伺いしますが、そのときには全然予算の裏づけがなく実施設計の1,500万円を組んだということですね。予算の措置が何も決まらなくて1,500万円の実実施設計予算を組んだ。全くずさんなことをやってきたんですね。それで、またもう一つ、ここでお伺いいたしますけれども、この環境改善交付金につきましては、国の平成23年度の繰越金ということですが、国が何の裏づけもなしに繰越明許費を出すのでしょうか。国のシステムはわかりませんが、それについては国のシステムはどうなっているんですか。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 佐藤議員のご質疑にお答えいたします。

この6月補正で設計をお願いしたこのときには、今申し上げましたように、文科省の3分の1補助、これが通常補助でございましたので、この補助を使ってお願いをしたいということで設計ということになります。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） これが真実なんです。いいですか。去年の6月の段階で文科省の環境改善交付金が決まっていたんですよ。それをやめて、復興交付金を加えたというので今度は復興交付金に村は回したんです。これが失敗したんです、村は。そのまま環境改善交付金を取って、文科省のをもらってから工事に入っていれば今頃できたんです。それを少し色気を出して、環境改善交付金3分の1よりも復興交付金のほうが率がいいからそっちがいいやと。それで国のほうにそれを一時保留してもらって、それで復興交付金にかけたところだめになったと。じゃ、また盛り返して改善環境交付金。だから、当初から環境改善交付金でこの予算措置をしていけば、今頃十

分にできたんです。プールができたんです。それをさも議会が反対したからできないようなことを言った。結果としては、昨年の6月の段階で環境改善交付金が決まっていたんだから、そのときに議会に対して説明をして、こういうのがありますよと。また、そのプールの水を災害のときにこれを飲用として使いますという、また別な形の交付金もあったんですよ、あるんです、3分の1。だから、今回のような交付税措置で8割がもらえるということなんです。最初からこれをやっておくべきだった。それを色気を出して、その復興交付金に切りかえた村が失敗したんです。だから今回こうなった。これが真実です。そうじゃないと、国が平成23年度の環境改善交付金を繰り越しして、それを単に平成24年5月22日に内示して7月20日に決定してあり得ないんです。こんなこと絶対に国はやらないですから。だから、今私が言ったことが真実で、これは村側の執行者の不手際なんです。そのために村民プールができなかったというのが私の見解です。

以上、終わります。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 佐藤議員のご質疑にお答えいたします。

お話しありましたように、ご説明を申し上げましたように、文科省の3分の1の通常補助、これを使ってプールをお願いしようとしていました。しかし、復興交付金という使い勝手もあり、しかも有利な、3分の1に比べたらもうほとんど全額ですから、これに手を挙げないという手はありません。（不規則発言あり）それで、そのことをやろうとしたわけです。その後ですね、これがご存じのとおり、一次、二次ありまして、一次で西郷村は別場所がなりましたがプールはだめでした。それで二次のときに何とかということやってきたんですが、それもだめだったんですね、結果的には。でも、文科省との前からの3分の1からの話の中で、「復興」がだめであれば、その復興というのか被災に遭った村ですから、その中でもっと有利な浄化、万が一のときの水を変えられる、プールの水を飲めるようにする、そういうことだったら2分の1でできますよということをお知らせしてきて、そのことに変更して私たちは対応してきたと、そういうことでありますので、そのことはぜひご理解いただきたいというふうに思っています。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君の質疑は終了しました。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

◎議案第56号に対する討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 討論を行います。

15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） それでは、残念ですが、私は反対の討論を申し上げます。

と申しますのも、今お話ししたとおり、とにかくあの平成23年度の西郷観光株式会社のでやってきたこと、もういわゆるすべてがうそなんです。そして、その平成

23年度にやめた西郷観光株式会社の社員もはっきり言っているんです。うそです、やっていません、間違っています、はっきり言っているんです。そしてまた、ましてやそれをやっていないのにやりましたと言って、それを業務報告で出して村からお金をせしめている。これを取ってきた。そして、シルバー人材センターなど使っていないのに使ったという報告を出してみたり、金額をうそを出してみたり、そしてましてやその積算金額も全くずさん、本当にずさんです。こういったことも監査委員がいるにもかかわらず手をつけず、そしてこうやってやってきた。これはやっぱり村民にこれで認めてくれと私が言ったって、村民は認めないと私は思うんです。やはり正すべきは正し、そして改善すべきは改善し、そしてやっていかないと村民からの信頼は受けられない。ましてやこの議会がこういったずさんなものを、いいかげんなものを認めてもし可決されたら、もう議会も信用できない、会社も信用できない、行政も信用できない。村民はだれを信用してやるんですか。せめてこの議会だけはこういった不正、ましてやこういった虚偽報告を平然とやって村の税金をせしめているわけですから、これについては私は認めるわけにはいかないし、これは当然否決してしかるべきだと思っております。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 賛成討論はございますか。

2番真船正晃君。

○2番（真船正晃君） 2番。議案第56号「平成23年度西郷村歳入歳出決算の認定について」、賛成討論をいたします。

平成23年度当初予算が昨年3月の定例議会で承認され、それによって平成23年度の事業が未曾有の大災害からの復旧・復興とあわせて遂行されました。その決算の事業内容については、去る9月6日、7日の2日間の決算説明会で各担当課より詳細に説明があり、各議員からも疑問の点は質問がなされましたので、それぞれほぼ理解されたものと思います。また、法に基づいた財政健全化判断比率の数値から見ても、平成23年度西郷村歳入歳出決算の承認については賛成すべきものと私は判断し、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 反対討論ございますか。

16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 反対討論いたします。

私も先ほど来、質疑に立ちまして監査委員の問題で、この監査の結果においてはかなりの不透明なところがございます。そういう形で監査委員が不透明な状況の中で、本案に賛成するわけには絶対にはいかないんです。これは何としても不透明なこの議案をですね、これは当然否決すべきものと私は判断をいたしました。よって、本案については反対をいたします。

○議長（鈴木宏始君） 賛成討論ございますか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第56号「平成23年度西郷村歳入歳出決算の認定について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手少数)

○議長(鈴木宏始君) 挙手少数であります。

よって、議案第56号は否決されました。(不規則発言あり)

15番佐藤富男君。

○15番(佐藤富男君) 暫時休議をお願いします。

◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) 暫時休憩いたします。

(午後5時42分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午後5時43分)

◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) これより午後6時5分まで休憩いたします。

(午後5時43分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午後6時05分)

◎会議時間延長の議決

○議長(鈴木宏始君) ここでおはかりいたします。

議事日程について、本日の会議を午後9時まで延長したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしと認めます。

よって、本日の会議を午後9時まで延長いたします。

◎動議の提出

○議長(鈴木宏始君) ただいま16番室井清男君ほか7名より、地方自治法第100条の規定による家族旅行村指定管理業務の調査に関する動議が提出されました。賛成者がおりますので、この動議は成立いたします。この取り扱いについて、議会運営委員会の開催を要請いたします。議会運営委員長、よろしくお願いします。

◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) 暫時休憩します。

(午後6時06分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午後6時09分)

○議長（鈴木宏始君） ただいま休憩と申し上げましたが、その前に15番佐藤富男君より動議の発言がございましたので、この発言を許します。（不規則発言あり）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

（午後6時09分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後6時29分）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） なお、この際、議案調整のためにもうしばらく休憩が欲しいという要求もございますので、これより午後6時45分まで休憩いたします。

（午後6時29分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後6時45分）

○議長（鈴木宏始君） 先ほど15番佐藤富男君より動議の発言がございましたが、このことについて発言を許します。（不規則発言あり）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午後6時46分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開します。

（午後6時48分）

◎動議の取り下げ

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 15番ですが、ただいま動議を提出したいということで挙手をし、議長に申し上げたのですが、一応休議の時間にいろいろ協議した結果、動議を提出しなくてもいいということになりましたので、動議をここで取り下げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） ただいま15番佐藤富男君の動議取り下げの発言がございました。そこで、先ほど申し上げましたように、地方自治法第100条の規定による家族旅行村指定管理業務の調査に関する動議について、この取り扱いを議運におはかりしたいと思いますので、議会運営委員会の開催を要請いたします。議会運営委員長、よろしくお願います。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午後6時50分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後6時56分）

◎動議の上程

○議長（鈴木宏始君） ただいま休憩中に議会運営委員会を開催していただき、本動議の取り扱いについて協議をいただきました。その結果、この動議は日程の順序を変更して直ちに議題にすることというふうな答申をいただきました。このことについて採決をいたします。

この採決は挙手により行います。

本動議を日程の順序を変更して直ちに議題とすることに賛成の諸君は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（鈴木宏始君） 挙手多数であります。

よって、家族旅行村指定管理業務の調査に関する動議を日程の順序を変更して直ちに議題とすることは可決されました。

◎家族旅行村指定管理業務の調査に関する動議

○議長（鈴木宏始君） 家族旅行村指定管理業務の調査に関する動議を議題といたします。動議文書を配付します。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午後6時57分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後6時59分）

○議長（鈴木宏始君） 文書の配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 配付漏れなしと認めます。

この際、提出者の説明を求めます。16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 本動議に対して説明をいたします。

家族旅行村指定管理業務の調査に関する動議。

下記により地方自治法第100条の規定により、家族旅行村の指定管理業務の調査に関する動議を提出します。

記

調査事項。本議会は次の事項について調査するものとする。

（1）家族旅行村の指定管理業務に関する事項。

（2）特別委員会の設置。本調査は、地方自治法第110条及び委員会条例第4条の規定により、委員10人からなる家族旅行村指定管理業務に関する調査特別委員会を設置してこれを付託する。

（3）調査権。本議会は（1）に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100

条第1項及び同法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。

(4) 調査期限。上記委員会は、(1)に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

(5) 本調査に要する経費は、本年度においては50万円以内とする。

平成24年9月19日、西郷村議会議長、鈴木宏始様。

提出者、西郷村議会議員、室井清男。賛成者、西郷村議会議員、佐藤富男、鈴木勝久、小林重夫、藤田節夫、上田秀人、大石雪雄、後藤功。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） これより質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 5番、金田です。提出者の室井議員に質問いたします。

本議会の当初、5日の開会日において、調査特別委員会の委員長たる室井議員から報告書を提出いただきました。それによりますと、最後のくだりでございますが、法律の専門家に相談したところ、(1)から(3)まで箇条書きに記されておりました。

「指定管理者が協定書第3条の仕様書で定める業務の一部を怠り、ひいては虚偽の報告をした場合、村としては指定管理者に対し当該任務違反の状況及びその原因の説明を求め」というふうなくだりになっております。先ほどからいろいろ聞いておりますと、虚偽がかなりあったというふうな報告を聞かされております。そのようなことがあったということであれば、当然この専門家の報告の中にあるように、村としては指定管理者に対して状況とかその原因の説明を求めるよう、アドバイザーが書いておりますね。そういったことについて、聞いているところによりますと、いろんな参考人招致とかいろいろ意見の聴取を行ったようですが、肝心の社長については意見の聴取を行っていないというふうに聞いておりますが、なぜでしょうか。まずお聞きします。

○議長（鈴木宏始君） 提出者、16番室井清男君。

○16番（室井清男君） ただいまの件につきましては、参考人の事情聴取をめぐってですね、通知を出しても来てもらえなかったり、それを今度は調査の中でもって、いろいろ言葉が前後するようなこともありましたし、そういう状況の中では調査委員会は十分なる活動はできないんですよ。やっぱり調査に応じるならば正直に発言していただかないと、非常に困るわけなんです。それで、ここで第98条ではこれはだめだという結論に達したものですから、そういう状況の中で今度は会社の社長並びに村長の事情聴取を参考人として行うためには、これはやはり地方自治法第100条に基づくその措置をとらなければ、あとやる措置はないんです。それで100条を提案した次第でございます。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 社長の意見聴取が100条じゃないとできないという規定はあるんですか。それと、連絡したけれども連絡がとれなかったとか来なかったとか、何か事実と違うんじゃないですか。連絡しましたか、本当に。（不規則発言あり）いつ、

何月何日何時何分でしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 提出者、16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 何月何日何時何分と言われても、ここにその記録はありませんが、資料によればそれはきちんと載っています。載っていますが、これ人という言葉はどうかかわからないけれども、出席を求めても来ないということは、2回ありました。それで、今回の社長と村長の事情聴取は、なお込み入った調査を行わなくてはなりませんので、100条で提案した次第でございます。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 何か専門家の意見の中には、虚偽の報告をした場合には、村として、当然指定管理者に対してそういった状況を求めるべきだというふうな提案がありますね。ですから、私の意見としては、100条委員会を設置して本人から意見を聴取する前に、まずは村としての業務としてやらなくちゃならないんじゃないかなというふうに思っておりますが、どう思いますか。

○議長（鈴木宏始君） 提出者、16番室井清男君。

○16番（室井清男君） この100条調査権にある調査というものは、これは西郷村としてやることにもなるわけでございます。これは個人や何かではできませんから、あくまでも地方自治法の第100条に基づいてこの調査をやるということは、これは村がやるということです。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） この（1）に記載された「村として」というのは、村当局、執行側でやるべきというふうに私は理解するんですが、委員長は議会がやるんだというふうに解釈するわけですか。ちょっとニュアンスが違いますね。どうですか。

○議長（鈴木宏始君） 提出者、16番室井清男君。

○16番（室井清男君） これは村としてやるということ。私が言っていることは、地方自治法の第100条というのは議会の調査権なんです。執行部の調査権ではないんです。それだから、これは執行部ではできないんですよ。これは議会がこの調査権を発動してやるということです。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 私が先ほどから申し上げたのは、100条でやる以前に村としてこの調査をやるべきだという答申がなっているんです。ちょっと違いますね。それから、先ほどから、来ても本当のことを言ってもらえないんじゃないかとか、いろいろ勝手に想定された内容を話されています。実際、本人から意見も聴取しないで、一方的な、裁判でいえば欠席裁判のような意見のとり方というのは、いかがなものかなというふうにも思いますが、どう思いますか。

○議長（鈴木宏始君） 提出者、16番室井清男君。

○16番（室井清男君） これは来てもらえないんじゃないかとか何かということは、も

ちろんその100条の中でやらなくてはなりません、実際にこの家族旅行村の会社といたしまして、現実行ってみたときにはですね、当然やるべきことはやらなくてはならないんだが、そのやるべきこともやらない。そしてあのような荒れ果てた状態になっているんですよ。これは今までですらやっていないんだから、これからこれをやってくださいと言ってもやれるはずはないんです。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 「あれほどの荒れ放題」、「やれるはずもない」、何かどこで確認とったのかわかりませんが、そう断定されていますね。そういった自分の考えでもってすべて進めていく。それは大変危険なことであります。意見も全然聞かずに、もしかすると犯人扱いのような形をとっているのかもしれない。やはり事前にある程度のそういった社長みずからの意見というのは、聴取すべきだったんじゃないかなというふうに私は思っておりますので、今からでも村当局が意見聴取をして、内容をもうちよっと精査して、それからでも100条についてはよろしいのかなというふうなことを申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 提出者、16番室井清男君。

○16番（室井清男君） これは村当局がこの調査をやるということは、何もないんですよ。これ当然、また、村長としたら常にこいつはやっていなくちゃならないんです。それをやっていないんです。これはどこで調査したかわからないと言うけれども、この間はちゃんと私と佐藤富男議員、それから商工観光課から2名行って現地をよく調査してまいりました。その調査したときに、その調査内容の報告書を見たときにですね、これは金田議員も農業をやっているからわかると思うんですが、芝を守る、それから雑草をなくす。これは報告書によれば、肥料をやると雑草も伸びるから肥料はやらなかったという報告も上がっているんですよ。これは何ですか。芝を大切にするには、肥料をやって伸ばして、それを手入れよく刈り取ってこそ初めて芝が残って雑草が消えていくんですよ。それをやらずしてあのような状態にしておくということ。それと、1回か2回、刈り払ったんだろうと思うが、その刈り払った草をその場に置いたら、その刈り払った草の下がもうびっしょりぬれて、あれは刈り払ったものを片づけなかったら芝が枯れてしまうんですよ。そういうふうなお粗末な手入れをやっているから、これは100条で議会が調査をして、そしてそれをきちんとした結論を出さなくてはならないということで、これを提案した次第でございます。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 現地を見てこられたという話を今聞きました。今年の夏はかなり暑くて草も伸びが早い。そういった管理というのはですね、（不規則発言あり）善管注意義務違反というふうに思っているということでございますか。（不規則発言あり）善管注意義務違反。ちょっと略しちゃったんでね、善良なる管理者の注意義務違反です。（不規則発言あり）それはこの書類に書いてあるとおりでございます。通常そういった表現をしておりますので、そのように申し上げました。それでですね、確

信的なことがあるんでしたら、100条よりもかえって刑事事件にされたほうがいいんじゃないかという考えはありますか。

○議長（鈴木宏始君） 提出者、16番室井清男君。

○16番（室井清男君） それはあります。あるということは、本議案が議決されれば、これは当然この議案に基づいて100条調査権を発動して調査をいたしますが、これがもしここでもって否決になったとしたならば、これは当然村民である以上においては、今までの調査結果を証拠としてですね、これは刑事告発もやむを得ない措置でございます。それに匹敵する調査を行わなくてはならないから、ここでもって議会は100条調査権をもって拘束力のある調査をし、責任を持ってこの調査に当たらなくてはならないと、こう思うんですよ。それだけです。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 先ほどから申し上げたとおりでございます、私は100条委員会の設置には反対でございます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 確認なんです、私も特別委員会の委員をやっております、今5番議員からも大分手厳しい、何か中身がちょっと私自身は理解できないような質疑もあったんですが、実は私も委員として須藤社長を呼ばったらい、呼ばないほうがいいという中で、たしか委員会の中でこんな話があったと思うんですが、委員長にちょっと確認していただきたいんですが、「財界ふくしま」にこの西郷観光株式会社の問題が出ました。その中で須藤社長がこう言っているんですね。財界ふくしまの記者に対して須藤社長は、「おれの耳にもいろいろ入っている。だけどつくった話で何も問題はない。特別委員会をつくるほどの問題でもないが、それは虚偽の報告（虚偽の報告書）は告発した人がやっていた仕事で、やめた人が言っていること」と断言しているんですね。おれはやっていないけれども、課長がやった仕事なんだと言っているんですね。だからやったことを認めているんです、課長がやったって。「その人が課長だから、おれが来てからの話じゃないから、おれはわからない。管理委託のときはおれは契約していない。今までの形態が社長がいなかった。判こも預かっていなかったし金庫の開け方もわからなかった。だから、そういう意味で言うと、言った、告発した人間が課長で、その業務を自分でやっていて前々から判こをそのまま勝手に押していたわけだな、当時は。課長が業務をやっている内容も全部知っている。だから告発したのだと思うが、結局課長がやっていたこと」と断言しているんですね。だから、須藤社長はおれは責任ないよと。だけどやったと認めているんですね。だから、特別委員会の中でもうこれ以上社長の話を聞いてもしようがないんじゃないかと。これ以上聞くなれば、100条委員会をつくって内容を精査したほうがいいんじゃないかという話もあったと思うんですが、その辺、委員長はどう思っていますか。

○議長（鈴木宏始君） 提出者、16番室井清男君。

○16番（室井清男君） ただいま佐藤富男議員の申されたとおりでございます。そうい

うことがありましたから、100条に切りかえて100条調査権を発動しなくてはならないという、これは本当に当然の措置だと思います。それで、現地を見たときに、あれだけまで指摘されておってもですね、それが多少は改善されたように見受けられますが、行われたその作業が全くお粗末なあの様な状態では、芝は生えるどころか芝がなくなって雑草が増えるということになっていきますからね。そうしますと、そこに西郷村民が納めた税金がただむざむざとそんなことで使われてしまうという、これは何とかしなくてはならないと思います。それに対してですね、そこに予算を流しておく村長にも責任があるから、そのことについても100条調査権の中で正そうということでございますので、よろしくそのようにお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） じゃ最後に確認なんですが、私も今回の問題は、やっぱり村長自身の身分にかかわる、地位にかかわる問題についても、県の町村会の監査というか調査によって指摘されているんですね。西郷村民の選挙を通じて選出された村長の身分にかかわる問題。また、場合によっては西郷観光株式会社の社長もやっていたと。そういった意味では、不当利得も含めてやっぱりさまざまな諸問題があるから、100条委員会で慎重に内容を精査して間違いのない調査をします。そうしたいために第98条では無理だから、やっぱり100条でやったほうが良いというふうな話だと思うんですが、いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 提出者、16番室井清男君。

○16番（室井清男君） ただいま佐藤議員の申される全くそのとおりでございます。そういうことがありましたから、ここで100条調査権を発動するものであるというように考えたものですから、議案を提案したと。（不規則発言あり）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午後7時23分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後7時24分）

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 以上で質疑は終わりました。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

家族旅行村指定管理業務の調査に関する動議、本動議に賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（鈴木宏始君） 挙手多数であります。

よって、地方自治法第100条の規定による家族旅行村指定管理業務の調査に関する動議は可決されました。

ただいま家族旅行村指定管理業務に関する調査特別委員会の設置が可決されましたが、10名の委員の選任方法についておはかりいたします。

(「議長一任」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 議長一任という意見がございますが、そのように決してご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしということで、議長が一任をされました。

◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) ここで議会運営委員会におはかりをしたいので、これより午後7時45分まで休憩いたします。

(午後7時27分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午後7時45分)

○議長(鈴木宏始君) ただいま家族旅行村指定管理業務に関する調査特別委員会の委員は議長に一任ということでございましたので、ただいまの休議の中で議長が選任をいたしました。これよりお名前を申し上げますので、この10名の方に委員に就任していただきたいというふう存じます。

16番室井清男君、15番佐藤富男君、1番鈴木勝久君、9番小林重夫君、4番藤田節夫君、12番上田秀人君、17番大石雪雄君、14番後藤功君、10番白岩征治君、6番仁平喜代治君、以上の10名の方でございますが、このことにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしと認め、ただいま申し上げた10名をもって委員とすることに決定しました。

続いて、家族旅行村指定管理業務に関する調査特別委員会の正副委員長を選任し、議長まで報告を求めます。

◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) 暫時休憩いたします。

(午後7時47分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午後7時55分)

○議長(鈴木宏始君) 委員会での協議の結果を報告いたします。

委員長に16番室井清男君、副委員長に10番白岩征治君に決定しましたので、報告いたします。

それでは、委員長、副委員長になられました両名が同席しておられますので、ごあいさつをいただきます。16番室井清男君。

○16番（室井清男君） ただいま議長からご報告ありました家族旅行村指定管理業務に関する調査特別委員会の委員長に指名していただいた室井清男であります。今後、家族旅行村指定管理業務に関する件につきましては、我々議会は毅然たる態度をもって右左なく全く中立的な立場に立って慎重審議をいたしまして、そして村民に胸を張って報告できるような結論を出してまいりたいと思いますので、これは何といたっても議会全員の皆さんのご協力がない限りにおいてはなかなか実現しませんので、どうかこれからこの調査特別委員会に力を合わせてご援助くだされば、大変ありがたいと思っていますので、よろしくお願い申し上げまして、あいさつの言葉といたすものでございます。ありがとうございます。

○議長（鈴木宏始君） 10番白岩征治君。

○10番（白岩征治君） ただいまご紹介いただきました白岩でございます。先ほど第二会議室におきまして100条委員会の委員会を開催いたしまして、おまえが副委員長をやれというようなことでございました。私は、このたびについて反対した一人でございますので、大変本当に心苦しいところで指名をされたわけでございますが、指名された以上は、公正平等にしっかりとこの100条の調査をしてまいりたいと思います。それには皆様方の絶大なるご協力とご指導をいただきながら、委員長を補佐してしっかりと務めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） あいさつが終わりました。

◎議案第57号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 引き続き質疑を続行いたします。

日程第8、議案第57号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第57号「平成23年度西郷村公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第9、議案第58号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第58号「平成24年度西郷村一般会計補正予算(第2号)」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第10、議案第59号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第59号「平成24年度西郷村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第11、議案第60号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第60号「平成24年度西郷村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第12、議案第61号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第61号「平成24年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」、
本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。
よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎報告第6号に対する質疑

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第13、報告第6号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第6号「平成23年度西郷村財政健全化判断比率の報告について」は終わります。

◎報告第7号に対する質疑

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第14、報告第7号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第7号「平成23年度西郷村公営企業資金不足比率の報告について」は終わります。

◎議案第62号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、追加日程第1、議案第62号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第62号「西郷村教育委員会委員の任命について」、本案に対する賛成議員の
挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。
よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、追加日程第2、議案第63号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）

- 議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第63号「西郷村固定資産評価審査委員会委員の選任について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。
よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。
◎諮問第1号に対する質疑
- 議長（鈴木宏始君） 続いて、追加日程第3、諮問第1号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
この件について意見のある方の発言を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） おはかりします。
諮問第1号については、適任ということでご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） ご異議なしと認めます。
よって、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は適任という意見を付することに決定しました。
◎発議第6号に対する質疑、討論、採決
- 議長（鈴木宏始君） 続いて、追加日程第4、発議第6号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
発議第6号「地球温暖化に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。
よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。
◎請願・陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決
- 議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第15、請願・陳情に対する委員長報告を求めます。
陳情第2号に対する産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。産業建設常任委

員会委員長、14番後藤功君。

○産業建設常任委員長（後藤 功君） 14番。産業建設常任委員長、審査報告いたします。

本委員会に付託されました陳情1件につきまして、9月5日、本会議終了後、第二会議室におきまして、全員出席のもと委員会を開催いたしました。

慎重審議の結果、陳情第2号「上新田水田公道5012号線、5013号線、5016号線、5018号線の全周3km、内未舗装部分約2km（2,000m）の全面舗装について」につきましては、採択すべきものと決しましたので、ここに報告いたします。

以上。

○議長（鈴木宏始君） 委員長の報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

陳情第2号に対する委員長の報告は「採択すべきもの」であります。委員長報告のとおり決定することに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（鈴木宏始君） 挙手多数であります。

よって、陳情第2号は採択することに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第16、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第122条の規定により、議員の派遣について議会の議決を求めるものです。

おはかりします。

お手元に配付したとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

◎総務常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

◎産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

◎文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

◎放射能対策特別委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第17から日程第21までの各委員会の閉会中の所

管事務及び所掌事務調査の件を議題といたします。

お手元に配付したとおり、各委員長から会議規則第75条の規定により、所管事務及び所掌事務調査について閉会中の継続審査の申し出がございました。

おはかりいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎例月出納検査結果報告

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第22、例月出納検査の結果報告を求めます。

代表監査委員、鈴木光明君。

○代表監査委員（鈴木光明君） 例月出納検査の結果につきまして、ご報告申し上げます。

平成24年5月期から平成24年7月期までの3か月分の例月出納検査の結果につきましては、お手元に配付いたしました報告書のとおりでございますので、ここにご報告申し上げます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 報告が終わりました。

◎閉議の宣告

○議長（鈴木宏始君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木宏始君） これをもちまして、平成24年第3回西郷村議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午後8時11分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年9月19日

西郷村議会 議長 鈴木宏始

署名議員 小林重夫

署名議員 白岩征治

